

令和 2 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会  
定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (12月3日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	6
報告第1号の上程、報告	6
・報告第 1 号 二級町道奥岩泉線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決 処分について	
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
・同意第 1 号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める ことについて	
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・同意第 2 号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める ことについて	
同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
・同意第 3 号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
・同意第 4 号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	

議案第1号～議案第4号、議案第10号～議案第13号、議案第15号～議案第1

7号及び議案第5号～議案第9号の上程、説明、委員会付託…………… 11

- ・議案第 1号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について
- ・議案第 2号 岩泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例について
- ・議案第 3号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 4号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- ・議案第10号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第11号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第12号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第13号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第15号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第16号 岩泉町B&G海洋センター、岩泉町山村広場、岩泉町レクリエーション広場及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第17号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 5号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）
- ・議案第 6号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第 7号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）

・議案第 8号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	
・議案第 9号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）	
議案第14号の上程、説明、委員会付託	18
・議案第14号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求め ることについて	
請願第3号の上程、説明、委員会付託	19
・請願第 3号 「子ども一人ひとりを大切に、ゆきとどいた教育を進めるた め少人数学級」を速やかに実現することを求める請願	
一般質問	19
4番 八重樫龍介議員	19
1番 畠山昌典議員	27
13番 野館泰喜議員	37
5番 三田地久志議員	50
7番 坂本 昇議員	62
散会の宣告	72
第 2 号 （12月4日）	
出席議員	73
欠席議員	73
職務のため議場に出席した者の職・氏名	74
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	74
議事日程	75
開 議 の 宣 告	77
議事日程の報告	77
一般質問	77
10番 合砂丈司議員	77
2番 畠山和英議員	81
6番 林崎竟次郎議員	94

散会の宣告	99
-------	----

第 3 号 (12月8日)

出席議員	101
欠席議員	101
職務のため議場に出席した者の職・氏名	102
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	102
議事日程	103
開議の宣告	105
議事日程の報告	105
議案第1号～議案第4号、議案第10号～議案第13号、議案第15号～議案第17号及び議案第5号～議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決	105
・議案第 1号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について	
・議案第 2号 岩泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例について	
・議案第 3号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について	
・議案第 4号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	
・議案第10号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	
・議案第11号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	
・議案第12号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	
・議案第13号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	



令和 2 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 1 号 )

招 集 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 1 9 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 2 年 1 2 月 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 2 年 1 2 月 3 日 午 後 3 時 0 6 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員  出 席 1 4 人 欠 席 0 人  (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	7 番	坂 本 昇	9 番	菊 地 弘 巳
	1 0 番	合 砂 丈 司		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危 機 管 理 監 兼 危 機 管 理 課 長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政 策 推 進 課 長	三 上 久 人
	会 計 管 理 者 兼 税 務 出 納 課 長	中 川 英 之	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保 健 福 祉 課 長	田 鎖 英 明	経 済 観 光 交 流 課 長	馬 場 修
	農 林 水 産 課 長	佐々木 修 二	地 域 整 備 課 長 兼 復 興 課 長	佐々木 真
	上 下 水 道 課 長	三 上 訓 一	消 防 防 災 課 長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	三 上 義 重		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 令和 2 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

## 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 1 2 月 3 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 二級町道奥岩泉線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 5 同意第 1 号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第 6 同意第 2 号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第 7 同意第 3 号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第 8 同意第 4 号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第 9 議案第 1 号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について

日程第 1 0 議案第 2 号 岩泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例について

日程第 1 1 議案第 3 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について

日程第 1 2 議案第 4 号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 1 3 議案第 10 号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて



- 日程第14 議案第11号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第15 議案第12号 ふれあいランド岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第16 議案第13号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第17 議案第15号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第18 議案第16号 岩泉町B&G海洋センター、岩泉町山村広場、岩泉町レクリエーション広場及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第19 議案第17号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第20 議案第5号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第21 議案第6号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第7号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第8号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第9号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第14号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第26 請願第3号 「子ども一人ひとりを大切に、ゆきとどいた教育を進めるため少人数学級」を速やかに実現することを求める請願
- 日程第27 一般質問

散会の宣告

---

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから令和2年第4回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、8番、三田地和彦君から所用のため早退する旨届出が提出されておりますので、報告します。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、坂本昇君、9番、菊地弘巳君、10番、合砂丈司君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、11月27日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日から12月8日までの6日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月8日までの6日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び宮古地区広域行政組合議会定例会、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会定例会、岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議決事件の概要報告は、印刷し、お手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

ここで報告がありますので、議会事務局長から報告させます。

箱石事務局長。

○事務局長（箱石良彦君） 去る11月10日、加藤久民議長が東部町村議会議長会表彰を受賞しました。これは、町村議会議長として6年以上在職し、功労があったため、表彰を受けたものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） これで諸般の報告を終わります。

---

◎報告第1号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第4、報告第1号 二級町道奥岩泉線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分についての報告を求めます。

三浦総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 報告第1号 二級町道奥岩泉線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

二級町道奥岩泉線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月3日、岩泉町長、中居健一。

別紙をお開き願います。専決処分書。二級町道奥岩泉線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年10月30日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、二級町道奥岩泉線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町安家字大坂本地内ほか。

3、契約金額、当初請負額1億1,610万円。第1回変更請負額1億1,233万1,880円。変更による減額376万8,120円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8、氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、変更理由、ブロック積工等の数量の変更による減。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号の報告を終わります。

---

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第5、同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、山下洋一郎。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、岩泉町固定資産評価審査委員会委員山下洋一郎が、令和3年3月3日をもって任期満了となることに伴い、同人を再任しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書をおつけしております。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） これから同意第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

---

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第6、同意第2号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し  
同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第2号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を  
求めることについて。

次の者を岩泉町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項  
の規定により、議会の同意を求める。

氏名、下向秀夫。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、岩泉町固定資産評価審査委員会委員下向秀夫が、令和3年3月4日をもって任期満  
了となることに伴い、同人を再任しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書をおつけしております。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） これから同意第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本件は同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

---

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第7、同意第3号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第3号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、佐々木俊英。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、岩泉町教育委員会委員伊東勝幸が、令和2年12月20日をもって任期満了となることに伴い、新たに任命しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書をおつけしております。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） これから同意第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本件は同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

---

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第8、同意第4号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第4号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、石黒尚子。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、岩泉町教育委員会委員石黒尚子が、令和2年12月20日をもって任期満了となることに伴い、同人を再任しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書をおつけしております。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） これから同意第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本件は同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

---

◎議案第1号～議案第4号、議案第10号～議案第13号、議案第15号～議

案第17号及び議案第5号～議案第9号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第9、議案第1号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例についてから日程第24、議案第9号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）までの16件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について。

岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成を公営とするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第2号 岩泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例について。

岩泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置するため、この条例を制定しようとするものである。



議案第3号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について。

岩泉町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第4号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第10号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、所在地、岩泉町高齢者生活福祉センター、岩泉町岩泉字中家38番地1。小川デイサービスセンター、岩泉町門字町向32番地1。大川デイサービスセンター、岩泉町大川字下町65番地1。

2、指定管理者。住所、岩泉町岩泉字森の越4番地14、氏名、社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会、会長、伊東勝幸。

3、指定期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

議案第11号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、岩泉町障がい者グループホーム、所在地、岩泉町岩泉字三本松24番地2。

2、指定管理者。住所、岩泉町岩泉字森の越4番地14、氏名、社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会、会長、伊東勝幸。

3、指定期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

議案第12号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、ふれあいらんど岩泉、所在地、岩泉町乙茂字大向地内。

2、指定管理者。住所、岩泉町乙茂字乙茂90番地1、氏名、岩泉ホールディングス株式会社、代表取締役社長、山下欽也。

3、指定期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

議案第13号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、所在地、道の駅いわいずみ地域振興施設、岩泉町乙茂字乙茂90番地1。道の駅三田貝分校地域振興施設、岩泉町門字三田貝47番地2。

2、指定管理者。住所、岩泉町乙茂字乙茂90番地1、氏名、岩泉ホールディングス株式会社、

代表取締役社長、山下欽也。

3、指定期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

議案第15号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、岩泉町小成津波防災センター、所在地、岩泉町小本字小成133番地2。

2、指定管理者。住所、岩泉町小本字小成126番地1、氏名、小成自治会会長、竹花弘一。

3、指定期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

議案第16号 岩泉町B&G海洋センター、岩泉町山村広場、岩泉町レクリエーション広場及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、所在地、岩泉町B&G海洋センター、岩泉町岩泉字中家55番地1。岩泉町山村広場、岩泉町乙茂字乙茂地内。岩泉町レクリエーション広場、岩泉町岩泉字中家地内。岩泉町屋内多目的運動場、岩泉町岩泉字中野6番地5。

2、指定管理者。住所、岩泉町岩泉字松橋21番地1、氏名、特定非営利活動法人岩泉地域活動推進センター、代表理事、泉山博直。

3、指定期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

ある。

議案第17号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、所在地、岩泉町民会館、岩泉町岩泉字松橋21番地1。岩泉町立図書館、岩泉町岩泉字松橋21番地1。

2、指定管理者。住所、岩泉町岩泉字松橋21番地1、氏名、特定非営利活動法人岩泉地域活動推進センター、代表理事、泉山博直。

3、指定期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

議案第5号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）。

令和2年度岩泉町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,090万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億2,375万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）、第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第6号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,872万1,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ4,294万1,000円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第7号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,041万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,316万円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ259万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ850万4,000円とする。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第8号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,726万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,453万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第9号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）、第1条、令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）、第2条、令和2年度岩泉町水道事業会計予算書第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。（4）、主要な建設改良事業、水道施設改良事業、既決定予定額2億6,944万7,000円、補正予定額マイナス8,048万6,000円、計1億8,896万1,000円。

(収益的収入及び支出)、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款のみ申し上げます。収入、第1款、水道事業収益、既決定予定額3億8,887万8,000円、補正予定額マイナス607万4,000円、計3億8,280万4,000円。内訳の項につきましては、記載のとおりです。支出、第1款、水道事業費用5億1,249万3,000円、マイナス1,578万3,000円、計4億9,671万円。

次のページでございます。(資本的収入及び支出)、第4条、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,964万7,000円は、引継金6,964万7,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款のみ申し上げます。収入、第1款、資本的収入、既決定予定額3億8,295万円、補正予定額マイナス8,016万9,000円、計3億278万1,000円。支出、第1款、資本的支出4億5,291万4,000円、マイナス8,048万6,000円、計3億7,242万8,000円。

(企業債)、第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。(起債の目的)、上水道事業、既決定予定額5,510万円、補正予定額マイナス1,650万円、計3,860万円。

(棚卸資産購入限度額)、第6条、予算第10条に定めた棚卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。棚卸資産購入限度額、既決定予定額840万3,000円、補正予定額マイナス748万4,000円、計91万9,000円。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第13号及び議案第15号から議案第17号までの16件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第13号及び議案第15号から議案第17号までの16件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第14号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第25、議案第14号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、8番、三田地和彦君の退席を求めます。

〔8番 三田地和彦君退席〕

○議長（加藤久民君） 本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第14号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、小本地域資源利活用施設、所在地、岩泉町小本字小本6番地25。

2、指定管理者。住所、岩泉町小本字家の向221番地1、氏名、小本浜漁業協同組合、代表理事組合長、三田地和彦。

3、指定期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和2年12月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

以上、よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第14号については、条例補正予算等審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号については条例補正予算等審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

ここで、8番、三田地和彦君の入場を求めます。

〔8番 三田地和彦君入場〕

---

◎請願第3号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第26、請願第3号 「子ども一人ひとりを大切にし、ゆきとどいた教育を進めるため少人数学級」を速やかに実現することを求める請願を議題とします。

請願第3号の紹介議員の説明を求めます。

6番、林崎竟次郎君。はい、どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 請願第3号。令和2年11月25日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。

「子ども一人ひとりを大切にし、ゆきとどいた教育を進めるため少人数学級」を速やかに実現することを求める請願。

請願者、住所は記載のとおりです。氏名、少人数学級を実現する岩手の会、代表、田代高章。

紹介議員、岩泉町議会議員、林崎竟次郎。

請願の趣旨。一人ひとりの子どもを大切にする行き届いた教育を進めるために、現行40人より少ない人数の少人数学級実現は喫緊の課題です。そこで、国に対して、小学校、中学校、高校の少人数学級を速やかに実現することを求める意見書を提出するよう請願します。

理由については、記載のとおりです。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで請願第3号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって、総務常任委員会に付託して会期中の審査といたします。

---

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 日程第27、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番、八重樫龍介君。はい、どうぞ。

〔4番 八重樫龍介君登壇〕

○4番（八重樫龍介君） 4番、八重樫龍介です。通告に基づきまして、次の事項についてお尋ね



します。

終息を迎えるどころか、県内においても新型コロナウイルスの感染が拡大し、先が見えない状況下、中居町長をはじめ職員一丸となり、対策や対応に追われている日々と思われま

さて、観光産業が盛んな本町への新型コロナウイルスの侵入は、官民一体となり、阻止しなければなりません。いま一度さらなる感染症予防に徹するよう全町民に対し注意喚起すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、このような状況下においても、本町の将来を見据えた施策を展開していかなければなりません。今年度スタートした岩泉町未来づくりプランでは、令和8年度までの基本構想に6つのプロジェクトがあり、その中に持続可能な開発目標、SDGsが示されています。県内には、計画が国から認定され、官民一体となり取り組んでいる自治体もあります。本町でも積極的にSDGsに取り組んでいかなければなりません。そこで、2点について伺います。

1点目は、さきの議会全員協議会で示された岩泉町地域新資源利活用調査についてであります。国では、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする方針を表明しています。また、本町においてもこれに向けた取組として、木質バイオマス資源を活用した新たな地域循環型社会を目指し、森林資源の調査を行います。

そこで、今回の木質バイオマス資源調査では、その調査範囲が明確に示されていません。針葉樹や製材所等も調査対象に含まれているのか、また結果によっては木質バイオマス発電事業の可能性も視野に入れて調査を行っているのか伺います。

2点目は、龍泉洞温泉ホテルの付加価値を高める施策として、SDGsに対応したホテルにすることです。私の考えは、現在ほとんどの宿泊施設で備えている使い捨てのプラスチック製歯ブラシ等を廃止し、環境に配慮したアメニティを売店で販売すること、資源管理や環境、労働に配慮した水産物の認証を取得した魚介類や無農薬の有機野菜等を使用した料理を提供すること、各部屋に障害児施設の子供生徒が描いた絵画を展示することなどです。ほかの宿泊施設との差別化を図ることで、新たな客層の掘り起こしが期待できると思われま

また、ホテルの名称に「温泉」がつくのは違和感が否めないと思われま

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、八重樫龍介議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、新型コロナウイルスの感染対策についてであります。町では新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、ホームページ、ぴーちゃんねつとなど、様々な広報媒体や出前講座を通じて感染対策に努めてまいりました。また、県内初の感染者が確認された7月と季節性インフルエンザ流行前の11月には、町民の皆様にマスクの配布を行い、感染予防の周知徹底を図ったところであります。

感染拡大を防止する上では、町民お一人一人の感染対策に対する意識の高揚と、新しい生活様式の実践が重要であり、併せて感染された方や、その関係者への誹謗中傷の抑制を図ることも重要であると認識をしております。

今後におきましても、自分の命はもとより、大切な人の命を守るため、様々な広報媒体を通じ、情報発信を行ってまいりますとともに、機を捉えた注意喚起を行い、より一層の感染対策に努めてまいりたいと考えております。また、年末年始の帰省や旅行などにつきましても、町民の皆様にも分散化の協力を呼びかけてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、地域薪資源利活用調査についてであります。当該調査における木質バイオマス資源については、広葉樹のみならず針葉樹の間伐材等森林整備により発生するものや、加工過程における端材などについても調査対象に含めており、SDGsの概念を基本に取り組んでおります。また、発電事業の可能性については、余剰熱を用いた小規模発電の可能性について調査することとしております。

次に、龍泉洞温泉ホテルの付加価値を高めるための施策についてであります。SDGsへの取組は、今や時代の潮流となっておりますので、龍泉洞温泉ホテルのみならず、関係機関等と連携をし、積極的に取り組んでいく必要があるものと認識をしております。

他の宿泊施設との差別化を図るための具体的な方策であります。議員ご指摘のSDGsの概念も取り入れながら、地元産の農畜産物や水産物を活用した地域の食など、地域資源を活用した特色のある観光産業を推進することで、町内での雇用や収入を生み出し、持続可能な発展を遂げられるよう、宿泊事業者とも連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、龍泉洞温泉ホテルの名称についてであります。開業当初は冷泉を活用していたところですが、源水の枯渇に伴って、現在は活性石を活用してお湯を沸かす人工温泉となっております。

りますので、現時点におきましては、名称の変更等につきましては考えておりませんので、どうかご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 4番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ありがとうございます。通告の順番で再質問を幾つかしたいと考えております。

まず初めに、帰省客に対する対応であります。答弁では分散化の協力を呼びかけながらと言っております。この手法、これから多分呼びかけていくとは思いますが、この手法はどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

手法といたしましては、まずは町外から来る方に対しましては、町のホームページを活用させていただきまして、また町内のご家族の皆様等におきましては、やはりぴーちゃんねつとを活用することが一番かと考えております。また、場合によってはチラシ等を配布しまして、皆様に徹底を図りたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ぜひそこは周知徹底といえますか、出発時点では感染されていなくても、移動しながら、新幹線、バス等で感染して、そして発症する前に家族と接触すると。そうすると、当然感染拡大が起こるわけですので、ここは十分帰省される方に対しては注意喚起を行っていただきたいと思っております。

次に、通告はしていませんでしたが、本町では成人式を1月に行う予定であります。万が一中止になった場合、やはり対象者の方は貸し衣装をレンタルされていると思うのです。中止になった場合、キャンセルをやむなくしなければならない。この場合、キャンセル料が発生するわけですが、これについて町では補填をするとか、そういう考えはないかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 成人式の、成人の方に対するそういったキャンセル等の支援ということでしたが、現在成人式のほうの開催に関しましては、情報等含めて説明させていただ

きますが、来年の1月10日日曜日に当町のほうでは成人式を開催予定で進めてございました。

昨日新聞報道でもありましたが、八幡平市のほうではやはり中止ということで伝えられてございます。また、ほかにも県内のほうでは、ちょうど夏に開催予定の、例年夏に開催しております市町村のところ、そちらのほう八幡平市あるいは軽米町、西和賀町、田野畑村と、そういった1市2町2村につきましては、もう夏の段階で中止で、田野畑以外は来年に今年の分とやるという方向で検討しているようでございます。夏のところはもう中止決定を今年度はしております。

うちのほうでも、県内の隣接する市のほう大体5市、そしてあとは県内の11の町、そしてあとは隣接する村のほう、トータルで18市町村ほど確認してございまして、やはりほとんどの市町村のところ、開催については慎重に今考えているところでございますが、ただやはり成人式というのが、ほかのイベントも地域にとっては活力になるものでございますけれども、成人式自体も成人する方々の人生の節目になる行事でございますし、あるいは一旦ふるさとを離れた若者たちが戻ってきて地域に元気を与えてくれるイベントであるということで、やっぱり重要性もございまして、各市町村今悩んでいるところでございますが、お話のあった中止しているところ以外のところは、現在開催する方向で検討しているようでございます。ということで、岩泉町としましても、庁舎内でもやっぱり検討のほうは進めておりますが、まずは開催するほうで進めたいということでございます。

内容のほう、いつもは式と、あと実行委員会のイベントもございまして、そちらのほう実行委員会部分の事業分をカットしまして、式典のみで時間短縮、そして来賓も絞って、保護者の方といたしますか、ご父兄の方々のほうも参加するかどうかは、それも今参加させないかどうかということで検討を進めていた、内容を簡素化または時間短縮のほうで進めたいと。また、参加される方々にもそういった行動履歴、開催日の2週間前の行動履歴、あるいは終わった後の行動履歴のほうを把握してもらうようお願いしながら、当日の手指消毒とか、そういった部分の予防も努めていきたいなということで進める方向でございます。

ということですので、今の段階ではまだキャンセルに向けての検討はしておりませんが、ただ今後全国的に、あるいは県内の状況を見ながら、状況のほうが悪化するようであれば、悪化した際に中止になった場合には、そういった検討も考えていかなければならないものかなということで認識はしてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） もう1か月ちょっとに迫っています。どうしても貸し衣装となると、競合するとか、自分の好みのもを着たいわけですので、できるだけ決定を早くして、もし万が一中止になったらキャンセル料は持ちますよとなれば、安心して選べますので、ここは検討を迅速に対応してもらえればと思っております。ありがとうございました。

それでは続きまして、SDGsの取組のほうに入らせていただきます。質問でも言いましたが、県内では岩手町が国から認定されまして、補助金が3,000万円から4,000万円認定されれば出ると。ハードルは相当高いものではございますが、官民一体となって、そしてやはりこれは町民を巻き込まないと、どうしても進まない事業だと思っております。

それで、木質バイオマスに関してですが、幅広く調査されるということでありまして、渡された資料でステップ1、ステップ2、ステップ3とありまして、このステップ3の家庭用のまきストーブですが、台風10号が来る前でしたらば、十分まきストーブを活用していた住民の方がいたと思うのですが、台風10号で被災されたご家庭の方たちは災害公営住宅に入れ、あとは造成地に移転される。ほとんどと言っていいぐらいストーブを使用しておりませんが、これからストーブが普及されると担当課では思われているのか、その認識をお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

まず、今回の調査で、まきストーブの関係でございますけれども、住民の方々にいろいろとヒアリングとかアンケートを行う予定としてございます。その中に新築された町民の方々が以前まきストーブを利用されていて、今回は違う燃料での住宅というケースもあろうかと思っておりますので、そういった方々の調査も必要かなというふうに認識してございます。そういった現状を踏まえながら、今後のまきストーブの普及については考えていく必要があるだろうなと思っております。まき利用で育った方々は、やはりまきを使って今後も生活していきたいという意識は高いだろうなというふうに思っておりますので、そこら辺を踏まえながら、ちょっと制度の今後の展開についても考えていきたいなと思っております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 思ったほどまきストーブを利用される方は、私個人の考えですけれども、これから増えてこないのではないかなとは思っております。オール電化とか、そっちのほう推奨されているようであります。

それで、この調査によって供給量が分かるわけですが、その場合、今小規模発電を予定しているようですが、供給量が結構あるぞとなった場合に大規模発電まで考えて、今後事業を進めていくこともあるのか、そこをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

発電の可能性については、あらゆる角度から現在の委託先とともに検討していきたいなと思っております。ただ、大規模な発電におきましては、県内外大規模発電事業者がもう既にございます。この実態を見ますと、まき資源のほかに輸入のものを使って発電を補いながら経営されている状況にもございます。SDGsの概念から見ますと、やはり持続していく取組というのが重視されるだろうなと思っておりますので、大規模にやったことによって森林資源が、伐採が進んでしまうという危険性も高いと思われまますので、そこら辺については委託先とも相談しながら、状況の把握にまず努めながら、可能性ある部分を取り組む方向で検討していきたいなと思っております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） いずれにしろ、カーボンニュートラルは国でも推奨しておりますので、ぜひ実現するように取り組んでもらえればと思っております。

続きまして、温泉ホテルの、宿泊施設のSDGsに向けた取組であります。やはり載っておりますが、世界的な流れでも持続可能な食糧、それから無農薬の資源等を、オリンピック、国際会議等でも提供される食材は、全部これに切り替わっております。そこで、やはり町民と一緒に進めていくには、行政が見本を示すといいますか、先に立って行うべきだと思っておりますが、回答は大変抽象的なのですが、どうなのですか。食材をこれに替えることはすぐにでも可能と思うのですが、今後この取組は進めていこうと思っているのか、そこをまずお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） まず、議員からご指摘がありましたSDGsへの取組、切り口がアメニティを例に捉えておりましたけれども、非常にいい着眼点だなというふうに感心しているところであります。

まず、ホテルといたしましては、ホテルといいますか、例が出たホテルについては、SDGs

の中でも、特に主要課題の中で問題になっているのが環境問題であったり、あとは気候変動等に  
伴うものが主なものになっておりまして、究極の理想論といえばゼロエミッション、ごみを出さ  
ない循環型の社会にすることということが最終目的となっております。実際温泉ホテルのほうで  
どのようなことができるかについては、これからというふうな状況になりますけれども、ご提言  
をいただきました食の部分につきましても、観光というものは観光地、来ていただく施設やら景  
勝地もありますが、そのほかに地域の食というのが非常に大きなポイントになっておりますので、  
あとはそういった議員ご指摘のご提言も踏まえながら、そういったものと観光産業が一緒になっ  
て、マッチして事業を推進していけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 観光客の方たちも、そういう取り組んでいる宿泊施設等を選んで、今後  
泊まるようになってくると思います。SDGsに向けて取り組んでいる、そういう町等を積極的  
に観光地に選択するのかなってくると思いますので、ぜひこれは早めに取り組んでもらえればと  
思っております。

最後にちょっとホテルの名称の温泉ですけれども、やはりホテルを選定する場合に温泉という  
のは非常にキーポイントになっていると思います。それで、私の場合、温泉とついた場合は天然  
温泉を想像するわけです。それで、行って泊まったら人工温泉かと、ちょっと期待を裏切られ  
る感があるわけですけれども、そこはどうですか。課長はどのように捉えていますか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） まず、SDGsのほうにちょっとお話しし忘れた部分があり  
ますので、戻りたいと思います。温泉ホテルのほうで、補正予算前にいただきまして、今度床の  
改修工事を予定しております。そちらのほうも町産材を使うということで、まさに持続可能な、  
ある意味で林業にもつながってくるのかなというふうに思っております。

あとは、ご指摘、ご質問の温泉の関係ですけれども、温泉の定義としましては、出てくる温泉  
の温度が25度以上であったり、あとは一定の成分が規定値以上に達しているものというふうな条  
件がございます。さらにその温泉という提議の中から、天然と人工ということで2つに分かれて  
おりまして、温泉ホテルの場合は議員からお話があった、まさに人工温泉というふうなことにな  
っております。ただ、確かに温泉ということで、天然温泉をイメージしがちではございますけれ  
ども、先ほど言ったように龍泉洞温泉ホテルの場合には、ホームページのほうの表現をちょっと

借りてご説明しますが、龍泉洞の水をくみ上げ、活性石を通して沸かしているということで、それもホームページでも広く周知をしているところになりますので、ご理解をいただきたいなど思っております。いずれこの名称については、温泉ホテルが昭和52年にオープンをして、現在の大浴場が平成13年にリニューアルになっておりますけれども、その当時に行政と経営者、関係者でこういった名称については検討されたものと思っておりますし、龍泉洞温泉ホテルということで、県内外ともに知名度があり、既にブランド化といえますか、そういうふうなものにもなっているので、現在のところは名前を変えるというふうなことでは考えていないということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ありがとうございます。知名度も高まっておりますし、周知はしているということですので、しょうがないかなと思っております。

それで、最後にですけれども、SDGsに取り組む対策室というようなのを立ち上げて、今の職員の方だけですと、自分のところの仕事で手いっぱいだと思います。今後SDGsへの取組は必ず必要になってきておりますので、地域おこし協力隊員で募集をすとか、今現状にいる方たちもそれなりにSDGsに対応した仕事をされております。SDGs対策室とでもいいですか、そういうのを改めて設けて、専門的に取り組むという考えはないのか、最後に質問して終わります。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 新しいような、もう日常になっているような概念ということでございます。未来づくりプランのほうにも概念のほうは取り入れさせていただきました。これは、特定の部署がというよりは、やはりこれは役場組織全体で、まずは一人一人が理解をして、意識啓発をしながら取り組んでいくということがまず最初の入り口だろうというふうに思っておりますので、当面専門の部署を設けてということにはならないかもしれませんが、我々職員がまずは意識の啓発を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） これで4番、八重樫龍介君の質問を終わります。

次に、1番、畠山昌典君。はい、どうぞ。

〔1番 畠山昌典君登壇〕



○1番（島山昌典君） 1番、島山昌典です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

終息の気配を感じさせないコロナ禍の中、多方面での対応に追われている町長をはじめとする職員の方々に感謝の意を表しながら質問させていただきます。

今年3月に「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」と称して、岩泉町未来づくりプランが策定されました。自分たちの手による持続可能な地域づくり、未来を創り出す行政組織づくり、多様な主体と行政の協働によるまちづくりの3点を理念と基本姿勢にし、きめ細やかな目標や基本方針、計画などが網羅されています。

その中で今回は、重点プロジェクトの岩泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺います。総合戦略では、台風災害からの復旧、復興や魅力ある居住環境の整備、結婚・出産・子育て環境の充実など、着々とその環境整備が進められているプロジェクトもあります。そして、コロナ禍でなかなか聞きにくいのですが、復旧、復興やコロナ禍の先を見据えた、まさに関係人口や交流人口の拡大が町にとって喫緊の課題と考えます。プロジェクトの中に移住、定住のきめ細かな相談窓口の開設や、本町に関心がある人との交流促進などありますが、現在の活動状況と成果をお示してください。

また、魅力ある観光拠点づくりにおいては、龍泉洞やジオパークなどの観光資源を活用した地域のブランディング化を進めるとしています。どのようなビジョンを持って進めるのか、町長の所見を伺います。

次に、本町が力を入れている地域防災活動について伺います。町では、危機管理課の設置や防災士育成など、災害を見据えた防災力の向上、構築を進めています。また、いざ災害となったときに消防署と連携し、活動を行っている消防団に対しても、資機材の整備や活動支援などを実施しています。

前段でも取り上げました未来づくりプランの部門別振興計画の中で、消防団員数は現状維持を目標としていますが、今の状況を見ると年々減少傾向にあります。防災啓蒙活動や災害時の活動など、安心して暮らせる地域づくりに欠かせない消防団の団員確保の必要性を感じますが、それに向けた取組など、そしてさらなる環境整備や活動支援を考えているか、町長の所見を伺います。

以上、本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1 番、畠山昌典議員のご質問にお答えをいたします。

まず、移住、定住の相談窓口及び交流促進活動の状況と、その成果についてでございますが、昨年度から町内と首都圏における移住コーディネーターを相談窓口とし、約20件の移住相談や住宅の案内を行ってまいりました。また、町に関心のある方に対しましては、2泊3日の町内おためし体験事業を実施し、6回で10名の方が参加をしているところであります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、首都圏での募集イベントは開催できませんが、昨年度の参加者の中から6名の方が地域おこし協力隊として本町に着任をし、町の課題解決に向け、活動を展開しているところであります。

また、交流促進事業として、9月に県内の大学生を対象に、岩泉型インターンシップを実施し、8名の大学生が町内事業所での研修やグループワークなどを行っており、本町への関心を深めていただいております。この事業は、平成28年度から約50名が参加をし、現在その中の1名の方が町職員となっております。

これからの取組に関しましては、関わりができた人たちが引き続き地域の方々とつながっていくよう、さらにフォローをしながら、情報発信の強化に取り組んでまいります。

次に、魅力ある観光拠点づくりについてであります。町では地域資源を生かした観光振興を推進しており、今後におきましても町内各地に存在する特色のある食文化などを活用し、食を通じた産業振興に取り組む団体等との連携をさらに強化してまいりたいと、このように考えております。

また、三陸沿岸道路の全線開通を間近に控え、飛躍的に向上する交通アクセスを生かすため、道の駅や関係団体などと連携をしながら、道路利用者を素通りさせない、町内を周遊できる仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

次に、地域防災活動における消防団員の確保についてであります。全国的に消防団員数は減少が続いております。本町におきましても、この数年で20名減少しておりますが、県内各市町村との比較では、上位から4番目であり、町民の約17人の1人が入団をしている状況であります。人口が減少している中において、まさに郷土愛護精神の表れと考えておりまして、町民の皆様のご理解、ご協力に感謝をしているところであります。

しかしながら、近年災害が多様化し、大規模災害の発生も危惧される中、消防団員の確保に向けた取組は不可欠なものとして認識をしております。団員の確保については、支援によるところが

大きく、各地区の消防団においては人材の掘り起こしのために積極的な働きかけをしております。

なお、退団理由として、本業が多忙という内容が大半を占めておりますことから、本町では在職しやすい環境を整備するため、出勤を限定した機能別消防団員制度を導入し、現在67名の方々が在職をしているところであります。さらに、就業構造の変化に伴い、消防団員の被雇用者率が高くなってきておりますので、町内の雇用事業所に働きかけを行い、就業中の消防団活動がしやすい環境づくりとして、消防団協力事業所制度を導入し、現在40事業所からご協力をいただいているところであります。

最後に、環境整備や活動に対する支援についてであります。災害時の活動拠点となる消防屯所につきましては、消防施設整備計画に基づき、また消防機器につきましても、団員の要望等を勘案しながら、計画的に整備をしており、今後も地域防災力の中核となる消防団員の確保のために効果的な方策について検討をしまいたいと、このように考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 1番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○1番（島山昌典君） 丁寧な答弁ありがとうございました。それで、幾つか再質問させていただきます。

答弁の中にもありました地域おこし協力隊の活動をしている方が去年から、私の感覚では増えてきているなというふうに感じております。当局をはじめ移住コーディネーターの方々の努力のたまものと思っておりますけれども、数年前も地域おこし協力隊として呼び込むように、十数名の予算を計上して呼び込みをしていたにもかかわらず、1名とか2名とか、なかなか来ていただけない時期もあったと思います。去年あたりから増えてきた背景というか、何が変わったのかというか、何が成果に結びついているのかというのは、どういったことが考えられるか、そこをお聞きします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

やはり移住相談コーディネーター等を配置しまして、勧誘から相談、来るかどうかの相談まで、きめ細やかな対応をしているのが、去年、おとしからの取組が今年につながっているかと思っております。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） 地道な取組が成果につながっているということで、これは続けていってほしいなというふうに思います。

未来づくりプランの中の重点プロジェクトの関係人口の拡大の中に、本町出身者の呼び込みに対する取組を進めるとうたっていますし、あとはふるさと回帰センターとの連携とか、そこら辺の今の状況は、どういった活動をしているのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

町長のほうからも答弁があったように、今年度におきましてはコロナ禍でそういう事業がちょっと開催できない状況でございます。ですので、ズームとかインターネット、そういう環境を駆使して、そういう情報発信、あとは地域課題を解決するようなものを絞った情報発信の仕方も検討してまいりたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ぜひそういった移住希望者というか、岩泉町に住みたい、あるいは帰ってきたいというふうな気持ちを持っている方の掘り起こしというか、そういったものも必要かと思っておりますので、さらにその活動を強化していただきたいと思っております。

あと、移住、定住というのは地域おこし協力隊だったりとか、そういったものではなく、例えば転勤ではなくて、IターンなりUターンなりしている移住者もいるかと思っておりますが、その辺のところの数とかの把握というのはしているのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

担当課のほうで把握している方については、追跡調査等できるのですけれども、それを通さない一般的な町民課の窓口等で転入している方については、個人情報等の壁があって難しいというところでございますが、ただこれから県のほう等も考えておるようなのですけれども、やはりそういう行政の取組として、実績としてつかまなければならないという状況にもなっておりますので、その辺はこれから研究というか、県とも一緒になって、どのようにして把握していくかは研究しながら、把握する方向で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） 例えばUターンとか、いろんな理由があってUターンしてくる、Iターンしてくるという方がいるかと思います。そういった方の数の把握もそうですけれども、何が理由で岩泉町に来るようになったというか、Uターンだと分かりやすいかもしれませんが、移住する理由というか、そういったものが把握できていれば、さらに移住、定住のプロジェクトを達成するためにいろんなプランができてくるかと思いますので、ぜひそういったところの聞き取りもできるような体制をつくっていただきたいと思います。

そしてさらに、移住して定住となりますと、どうしても居住環境、住宅環境というのが大きな問題になるかと思いますが、今でも町ではそういった町営住宅とか教員住宅等窓口を一本化して、住みやすい、あるいは家賃も低めに設定してとか、あるいは入居要件も緩和させて、住みやすい住宅環境づくりというのを進めているかと思いますが、移住者に関してさらにというか、住むほうは新しいところがいいでしょうし、そういったヒアリングをしながら、さらに移住者に対して手だてをしたほうがいいのかと思うのですが、その辺のところは考えていますでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 住環境につきましては、これまでも町営住宅のほうも入居要件等を緩和しながら取り組んでおります。その成果もありまして、かなり町営住宅のほうも動きは出てきておる状況です。

あとあわせて、空き家対策として空き家のほうを調べながら、そして登録をして、それも紹介していると。先ほど議員がおっしゃったように、ワンストップのような形で、地域整備課に来ていただいて、そこで住環境、いろいろな分譲もあります、住宅もあります、様々な相談に乗りながら取り組んでおります。移住、定住の方につきましても、その辺はきめ細かくお伺いしながら、併せて分譲等もこれから進めていく予定にしておりますし、住環境整備も進めていくという形で考えておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ぜひ岩泉町に来たい、定住したいという方の思いを聞いたりとか、あるいは環境を整えば来たいというふうな方もいるかと思いますが、さらにそういったところを強化していただきたいというふうに思っております。

あと、重点プロジェクト、関係人口の拡大の中に、サテライトオフィスやおためし住宅等をこれから整備していくのだということが盛り込まれています。前にも私だったり、同僚の議員のほうから委員会などでサテライトオフィス、おためし住宅等の質問もあったかと思います。そこらの進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） おためし住宅については、現在のところは小本の仮設のほうをおためし住宅の位置づけで使わせていただいておりますが、今年度末には解体、撤去されるという方向が決まっております。そのために、今は二升石の元教員住宅とか、あとこれから空くであろう教員住宅等その辺の状況を教育委員会と連携して調査しながら、あと復興事業等の工事関係の宿舍も空いてくるかと考えておりますので、その辺の情報収集をしながら、適当な数を把握してまいりたいと思っております。

あと、サテライトオフィスについても、場所とかというよりは、最初にどういう事業者が求めているのか、あとどういう環境が必要なのか、その辺を実際企業さんとの意見交換ができるのであれば、その辺から始めて、具体的な整備とか場所とかを検討していかねばならないとなっておりますので、その辺も取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） 今コロナ禍でテレワークとリモートワークという、選択する会社が増えてきて、日本全国いろんな自治体で拠点を移す、あるいはサテライトオフィスを設置する、そういう企業に対して補助金を出しているところも、だんだんいろんなメディア等でも取り上げられるようになってきています。ぜひこの機を捉えて、こちらからPRをするということも非常に重要だと思います。前の一般質問でもしたと思うのですが、廃校舎を利用したサテライトオフィス等も提案しております。そういったところもスピード感を持って、できれば進めていってほしいなと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） 廃校舎等の利用についても検討を進めているところでございまして、一つのネックとしては、距離的な問題とかもございまして、その辺は場所、場所によって環境等々をやりながら、先ほど申し上げたように、必要な環境、企業等を調査して実施する方向

で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） よろしく願いいたします。

次に、観光拠点づくりということで、答弁の中でも当町に来ていただいた方を一つの目的で帰すのではなくて、周遊する仕組みをつくるということが書かれています。岩泉町、龍泉洞という有名な観光地を持っているわけなのですが、そこに来る方、あるいは今年の夏は道の駅にジェラート屋さんができて、それこそ3時間待ちとか4時間待ちといったお客さんが来るものがありました。やはりそこからスタートしてというか、いろんなところを、魅力ある場所を巡ってもらうというのが非常に、長い時間滞在してもらう、あるいはお金を落としてもらうという意味でも非常に有効かと思います。今現在どういったものが頭の中にあるのか、あるいは計画しているのか、あればお示してください。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、魅力ある観光拠点づくりということでお答えをさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきましたが、特に大きく変わったのが道路、交通アクセスの関係が一番改善といいますか、向上されたのかなというふうに考えております。お話にもありました道の駅のジェラートの関係につきましては、道の駅と連携をしまして、待っているお客様を何とか町内に誘導できないかということで、パンフレットを配ったりとか、あと龍泉洞の割引券をお配りしたりということで今取組をしていましたので、今後また来年度のシーズンに向けて取組は継続してまいりたいというふうに考えております。

また、もう一つ、三陸国道事務所の主催なのですが、三陸沿岸道路の利活用と地域振興ということで、沿線の市町が集まって意見交換、地域振興に向けた意見交換を行っております。そのところで町が抱える問題と、他の自治体が抱える問題というのも見えてきて、これは何とか連携しながら広域で取り組む部分はあるのかなというふうに考えております。

現在コロナ禍ということで、これまでのような団体旅行についてはあまり期待できずに、個人旅行が主になるかなというふうに考えております。あとは、三陸沿岸道路、答弁でも申し上げました素通りされないように、何とか降りていただくように、情報発信については広域で連携して取り組んでいきたいと思っておりますが、実際降りていただく段階になれば、それはもう自治体

間の競争になるのではないかというふうに考えております。その競争で生き残っていく、勝っていくための方法をこれから考えていかなければならないかなというふうに思っております。

その具体的な方法といたしましては、ある方が話をしておりました。先ほどのホテルとも関係しますけれども、人を呼ぶためには差別化が必要であるというふうに言われております。あとは、それを実行するために、それをどこで見いだすかというのがなかなか難しい状況になっているかなと思っております。その一つが、龍泉洞は今ありますけれども、それに代わる新しいコンテンツを発見していかなければならないかなというふうに考えております。旅行される方は、新しいコンテンツがあれば、それを見たり聞いたり体験したりというふうに思っただくものというふうに伺っておりますので、新しいコンテンツをつくって、さらにそれにストーリー性などを付け加えて、展開していければいいかなというふうに思っております。

あと、大きな課題としては、町内いろんな資源がありますけれども、町としてのそれぞれの大きくない資源、小さい資源なのですけれども、それぞれが観光客の皆さんに訴えかける力というのが不足しているような部分もありますので、それが一体となった形での岩泉の魅力を発信できるような、そういった仕組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ありがとうございます。そのとおりだと思いますので、ぜひスピード感を持ってそういった整備というか、進めていってほしいと思います。

その観光拠点の中で、以前の一般質問で、廃校利用をして地域や町の交流拠点となるような多目的交流施設を造るよう取り組んでいくという町長の答弁もありました。そして、今年の第2回定例会で、9月議会前にはそういった廃校を利用した何らかの方針をお示ししたいという答弁があったのですが、それがまだ行われていないと思うのですが、その原因というか、は何なのでしょう。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

特に旧小川小学校の件となるのでございますが、町としても12月定例会を目指して、今回の議会を目指して方針を定めようと思って、検討を内部で行ってございましたが、やはりいろんなというか、計画についての意見等々庁舎内でまとまらなかったことから、来年、今年中はちょっと無理かなと思っていましたが、来年の早い時期に議員の方々にお示ししたいと考えてござい



た。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ぜひ早めに示していただいて、早めの計画、そして実施というものを願います。

続いて、地域防災活動について伺います。非常に答弁のとおりだと思いますので、大まかなところはこのとおり進めていただきたいというふうに思っております。そして、消防団協力事業所制度というのは、この間の広報いわいずみにも載っていましたが、非常に多くの事業所の方々がこれに登録して、消防団活動を支援していると思うのですが、実情を見ますと、やはり勤めている方が消防団の活動に行くと仕事が停滞するとか、遅れが出るとか、そういったことがあって、なかなか仕事のほうを休めない、消防団活動のほうに出られないという方も中にはいらっしゃると思います。ここをもう一歩踏み込んで、例えばそういった方がいる事業所に対して感謝状なり、何らかの感謝の意を表すことも重要だと思うのですが、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

和山消防防災課長、どうぞ。

○消防防災課長（和山勝富君） お答えいたします。

これまでも消防演習のたびに登録事業者さんのほうにつきましては、ご案内を差し上げているところでございます。また、過去におきまして、60周年記念等の消防演習ございました。このときには、感謝状等を贈呈させていただいているところでございます。今年11月広報にお知らせさせていただきました、コロナ禍では新規の事業者さん、5事業者でございます。コロナ禍でなければ、町長が直接お会いしてお渡しするところだったのですけれども、ちょっとそれができなかったというところで、私どもの会員3名が事業所40か所を回ってお届けしたというような状況でございます。今後とも機会を設けて、そういった意を表してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ありがとうございます。いずれにしましても、消防団活動というのは地域の安心安全を守るために非常に大切な活動だと思っておりますので、引き続き支援等に関しまし

て、継続した支援をお願いして、本席からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで1番、畠山昌典君の質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時48分）

---

再開（午後1時00分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

一般質問を再開します。

13番、野館泰喜君。はい、どうぞ。

〔13番 野館泰喜君登壇〕

○13番（野館泰喜君） 13番、野館泰喜でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

新たな脅威であります新型コロナウイルスの足音がひたひたと迫り来る中ではありますが、平成28年台風第10号豪雨災害から丸4年が経過しました。本町にとって歴史的な大災害となったこの惨劇から、町民の評価はまちまちだとは思いますが、客観的評価としては、想像し得る最大限のスピードで立ち直ろうとしております。町の災害復旧事業は、本年度末の完遂を目指して、おおむね順調な推移が見られております。これまでの関係者の並々ならぬご努力に衷心より敬意と感謝を申し上げます。一方で、河川を中心とした県事業におきましては、用地交渉や入札不調などの影響もあり、若干の遅れが生じていると認識しております。しかし、全体の復旧事業もあと二、三年というところまでまいりました。

この間町内の建設事業者並びに関係者の負荷は、マックスを超えた状態で推移してきたように思います。思い起こせば、10年前、東日本大震災以前は建設不況が叫ばれ、農業参入や新規事業の模索など、レームダックの状態にありました。それが一転して、建設バブルと言われる活況が災害によってもたらされたのであります。ここで考えなければならないのは、この先来るであろう建設不況についてであります。本町では、大災害の経験によって、町内業者の存在がいかに大切かを痛感させられました。現在の契約高を100とすると、近い将来ゼロに近くなることが予想されます。この激変に対して、行政として何らかの緩和策を探らなければなりません。ソフトランディングを目指した施策の展開が必要ではないでしょうか。

本町においては、やらなければならないことが山積しています。令和4年度からは、釜津田からのスクールバスが運行する予定になっていますが、浅内地区の通行は危険な状況にあります。子供を乗せたバスの通行が日常に入ってくることを考えますと、一刻の猶予もならない事態と考えますが、いかがでしょうか。

それから、県の調査では、町内に急傾斜地、土石流、崖崩れなどの危険箇所が946か所あります。そのうち450か所が危険指定となっています。この危険指定はソフト上のことで、住民に防災を喚起するためのものだけということではありますが、順次計画的にハード対策に着手すべきではないでしょうか。さらに加えて、台風災害で寸断された山林作業道も手つかずのまま放置状態となっていて、少なくてありません。森林環境譲与税を活用した整備計画の策定が作業中であると認識しておりますが、業務遂行の足かせになることは自明の理であります。思い切った公費投入の手だてを考えなければなりません。

これらの実現のためにも、国土強靱化地域計画の策定が急がれます。平成25年12月に制定された国土強靱化法を受けて、47都道府県の地域計画は出そろっています。さらに、先進の市町村あるいは町村を超えた広域連合での策定も相次いでいます。災害列島日本の国土強靱化のために、優先的に国費が投入される仕組みだからであります。法律に裏打ちされたこの制度を活用して、前述の課題解決に取り組まなければなりません。精度の高い計画策定が実現することを願ってやみません。

局所的なハード事業実現のために、産業、文化、社会生活などのソフト対策の充実と、ウェルビーイングに重きを置いた計画の策定が必要であります。まず、地域計画の策定状況と、その中に前述の具体案件が盛り込まれているのか、そして町内建設業者に対する激変緩和策をどのように捉えているのか、中居町長の所見を伺います。

次に、農業振興公社について伺います。先頃産業常任委員会の所管事務調査で、公社と意見交換会を行いました。平成16年度から堆肥センターの運営を土台としてスタートした一般社団法人であります。その活動は、町内畜産業の振興に欠かすことのできない存在を確立しています。当初から、畜産農家の負担を減らすための堆肥センター事業でありますので、赤字になるという想定があったはずであります。その厳しい環境を甘受しながら、16人の職員が頑張っています。管理部門経費と堆肥部門の赤字を採草部門で補っているという実態であります。その数字を捻出するために、無理な労働環境を強いられている可能性もあります。その実態は、自助の限界を感じ

た内容でした。少なくとも実情に合った公助が必要ではないでしょうか。働き方改革が叫ばれる  
昨今、早急に実態調査し、現在の運営補助金が適正なのかどうか、いま一度協議、検討するよう  
強く要望します。

重ねて申し上げますが、現在本町の基幹産業である酪農、畜産を支えているのは、紛れもなく  
農業振興公社であります。堆肥、採草、育成牛、コントラ事業、いずれも本町畜産業にとって欠  
かすことのできない事業であります。その上で、収益部門の強化に乗り出す必要があると考えま  
す。

かねてから議論のある町内生産乳量の確保と、持続可能な酪農、畜産のために不可欠なヘルパ  
ー制度の拡充を解決するために、直営牧場の経営に乗り出すべきではないでしょうか。大規模牧  
場構想は実情に合わないということで、取りやめになっておりますが、既存の空き牛舎を利用し  
て、年間500から700トン規模の生産を行うことは、それほど高いハードルだとは思いません。そ  
こに補助的なヘルパー部門を併設することによって、2つの課題が一挙に解決されることになり  
ます。何よりも、対外的シンボルとしての岩泉ホールディングスと町内酪農のシンボリックな経  
営体が線でつながることが持続性の担保になっていきます。町長の英断を心からご期待申し上げ  
ます。

そして、財源確保のためにも、国土強靱化地域計画に盛り込み、基幹産業の持続性を切実に訴  
えるべきであります。町長の前向きなご答弁をご期待申し上げ、本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 13番、野舘泰喜議員のご質問にお答えをいたします。

まず、国土強靱化地域計画の策定についてであります。今年度末までに策定することで現在  
取り進めているところであります。内容につきましては、国から示されたガイドラインに沿って  
計画を策定することになりますので、未来づくりプランの実施計画に登載している事業を中心に、  
現在策定作業を進めているところであります。

また、国や県が実施する事業等につきましては、それぞれの事業者で計画に位置づけることにな  
りますので、町にとって必要な事業等は、国、県の事業計画に取り込まれるよう働きかけてま  
いりますので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、民有施設の山林作業道につきましては、国土強靱化地域計画の対象外となっております

ので、町単独の作業路開設事業により対応をしまいたいと考えております。

次に、町内建設業者に対する激変緩和策であります。町内建設業者は通常工事のみならず、冬期間には除雪作業を担うなど、その果たす役割は多岐にわたっております。また、自然災害などの有事の際は、初動の道路啓開作業や災害復旧工事への対応など、町民の安全安心な暮らしを守る上で欠かすことのできない役割を担っていただいております。このことから、町内建設業者の事業存続は重要な課題と捉えておりますが、一方で平成28年台風第10号豪雨災害の復旧工事が完了した後においては、これまでと同規模の公共事業の発注は見込めないこともまた事実であります。

しかしながら、災害に強い強靱な道路や河川の整備、橋梁の老朽化対策など、必要な公共インフラ整備は将来にわたり着実に行っていく必要がありますことから、国土強靱化地域計画に基づく事業を計画的に推進していくことによって、町内建設業者への工事発注の激変緩和となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、岩泉農業振興公社についてであります。議員ご案内のとおり、本町の農業推進に欠くことのできない重要な役割を担っておりますが、運営資金や職員の不足などが経営課題であると、このように認識をしております。また、厳しい財政状況の中、農業振興公社におきましても、町の運営費補助金による支援を縮減すべく、平成30年度から経営改善に取り組んでおりますが、自助努力だけでは限界がありますことから、農家の皆さんの負担の在り方などについても今後検討する必要があると、このように考えております。

既存の空き牛舎を利用した農業振興公社直営牧場の経営につきましては、酪農振興の観点、及び同公社の今後の健全経営を図る上で、貴重なご提言であると考えておりますが、現時点におきまして同公社の厳しい経営状況に鑑み、多様な角度から慎重な検討が必要であると、このように認識をしております。既存空き牛舎の施設及び設備の改修費用、家畜導入資金や軌道に乗るまでの運転資金、さらには人材の確保など、慎重に計画を立てながら取り組むべき内容でありますので、今後の検討課題にさせていただきたいと、このように考えております。

最後に、酪農ヘルパーにつきましては、既存組合や団体との調整、農家の利用、負担の在り方など、検討を要する事項もありますことから、農業振興公社の新たな部門としての創設につきましては、引き続きの研究課題とさせていただきたいと、このように考えております。何とぞご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（加藤久民君） 13番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） まず、国土強靱化地域計画の策定についてお伺いします。この策定に関しては、国、県との調和を図っていくということが至上命令なわけですが、県との協議はどの程度積み上げてきているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

まだ県までの協議等に入る段階ではなく、今策定中ということでございまして、ある程度概要ができましたらば、県との協議、調整等も図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） それでは、先ほど質問の中で申し上げました浅内地区の関係とか、あとは危険箇所、危険指定450か所の問題とか、これは特別に強調していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） その辺の県とか国の事業に該当するものにつきましては、要望とか協議を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） この地域計画におきましては、市町村単独もそうですが、広域での合同策定というのも認められております。それで、道路要望に関しては、この広域での策定が有効と考えますが、例えば340号等の関係については、宮古市との合同で地域計画を策定するというのも一つの近道になると思いますが、そこまで踏み込む気持ちはあるのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） 先ほども申し上げましたが、まだ策定途上でございますので、その辺の必要性があれば、宮古市とも協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） それでは、激変緩和についてですが、今年度を含めた地域整備課所管の契約高過去3年分をお示しく下さい。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 地域整備課所管ということでございますので、我々の課の分でございますが、台風第10号が発生しまして、平成28年になりますけれども、その後平成28年度で17億円、平成29年度で35億円、平成30年度で54億円と、ここは災害復旧の関係で推移してきております。その後、令和元年度で21億円、今年度につきましては、まだ決算にはなっておりませんが、19億円程度と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 新年度予算の予定としては、何億円程度でしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 新年度予算につきましては、現在見積り策定中でございますが、金額の詳細はちょっと申し上げられませんが、現状では地域整備課所管で10億円にはいかないというような形で今見積もっております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 激変緩和という意識は持ちながらやってきたのかどうかについては、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 1つには、台風10号の復旧については、もうかなりのボリュームの公共工事が発注されております。この件については有事ということで、非常事態でございましたので、これは一過性のもので、最終復旧が終われば、これは全て公共事業とすれば元に戻ると、通常の数値に戻っていくということは、当初から頭にはありました。これが完了した際には、次の平常時に戻るわけですが、その際にはまだインフラ整備とすれば、必要な部分はこれからもあるというふうに感じておりますので、それらを今後、先ほどの国土強靱化地域計画でもありますけれども、そういったのを計画的に今後進めていくというようなところで、激変というところへの対応はそこから考えていこうかなというふうに思っておりました。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 県が指定している危険箇所が450、危険指定になっております。これはあくまでもソフト上ということですが、しかしながら現実には450の中には今今というところはあると思えますが、町ではその優先順位はついているのかどうかについていかがですか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 危険箇所につきましては946か所、これが調査の中で上がってきております。現在450か所でございますが、全ての危険地域指定を今後数年間の間にやっていくと。その際には、この危険箇所も含め、それ以外もありますが、砂防工事でありますとか、そういったハード事業、これについては県と協議を進めておりまして、今後も今の台風10号で実施いたしました砂防事業に含めまして、次の箇所を今選定中でございます。それについては、今後も引き続きやっていくということで、県とは協議を進めておりました。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） それでは次に、各種インフラの老朽化対策について、リストアップなり、優先度なり、そういう作業というのは着手しているのかどうか、あるいは終わっているのかどうかについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 構造物については、橋梁等は5年に1度、これは義務として調査することになっておりまして、橋梁の危険箇所、老朽箇所については調査済みでございます。この橋梁については、順次ハード整備のほうに入っておりまして、進めてまいりたいと思っております。それ以外にも、道路でありますとか、様々な危険箇所については順次修繕を図りながらやっていきたいと考えておりました。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 打てば響く答弁、ありがとうございます。

念を押して1点だけ。どうしても令和4年からのスクールバスが釜津田から来ると、そしてその先を考えますと、大川も生徒数が減ってきている状況にあります。何としてもここを、落合から川代まで、取りあえずここを何とか早める手だてをするべきと思いますが、その際の問題点、あるいは現状どのようなアクションで、どのような状態にあるのかについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。



○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 国道340号、それから大川松草線、こちらのほうは釜津田のほうの合併に伴いまして、それを要望のほうに加えております。県のほうにも強い要望をしております、また議会のほうからもいろいろご協力をいただいて要望しておりますが、取りあえず県のほうではスクールバスの関係もありまして、待避所を各所に設けるということで、今用地のほうを確認しながら手をつけるというふうに伺っております。まずは、それで緊急的には対処いたしまして、その後については計画を進めるように、これは町長を先頭に、町のほうでも住民大会も開きながら、様々やっておりますけれども、1つはこの計画を進めるには県の事業の中に組み込んでいただく、そして事業化に持っていくということがなければ財源措置がないということで、こちらのほうは引き続き要望すると。

あわせて、用地のほうを今県のほうで調査を進めていただいております。この辺については、町のほうでも協力できる場所があれば協力をしながら、ぜひ押角トンネル開通後の事業化に向けて、今後も引き続き強く要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野舘泰喜君） これまで県要望あるいは政党要望等で、道路要望は各種様々出してきたわけですが。毎年同じことを繰り返してやってくるわけですが。それで、特別に私はスクールバスが通るのを機に、ここの区間の早期の着工実現に向けてのために、あれもこれもという要望活動を少し考える必要があるのではなかろうかと。それは、説得力を増すためにも、そういうことをすべきではないかと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 1つには、要望については、これは粘り強くやっていくと。町全体として、有芸にも道路整備の同盟会ございます。あと、安家にもございます。様々な地区でも同じようにお困りの状態はあると。手を下げるのではなくて、引き続き粘り強くこれはやっていくと。ただ、その中で、岩手県においても財源が潤沢にあるわけではございませんので、ここは県のほうと協議をしながら、着手できるところからということにはなると思いますが、そこは重点的に優先順位を定めながら、これは進めてまいらなければならないのかなというふうには思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 今の答弁はそのとおりで分かります。しかしながら、受ける側、要望される側からとってみれば、毎年コピーなのです。広い町土の中で、有芸も安家も大川も釜津田も、岩泉中の道路要望が出されるわけです。そうすると、受ける側はどう取るかということもぜひとも考えていただきたい。本当に一点集中で要望したほうが、もし効果があるのであれば、一時的に棚上げして、その手法を取ることも私は手段の一つだと思いますが、そのお考えについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 議員のご指摘もございしますが、町全体としてはやはりまだまだ問題のある箇所はあるというふうには、これは理解、承知しております。ただ、その中で岩手県においても、では広く浅くとなった場合は、事業の効果を早く発現できないというような形もありますので、これは事業効果として早くできる場所、条件が整うところというような形で、集中的にやるというのも一つかと思っておりますので、その優先順位については町のほうでも、県のほうでも、いろいろこれから議論しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） それでは次に、農業振興公社の関係に移らせていただきます。

答弁で若干気になるのは、答弁の最初のほうで、運営補助金による支援を縮減すべく取り組んでいると。さらには、農家負担の在り方についても検討するという答弁をいただきました。質問中でも申し上げましたけれども、本当に本町の畜産業、酪農が始まった地の畜産業がここまで衰退してきておりますが、何とか下支えしているのは農業振興公社があるからだという認識を持っております。

しかしながら、その現状は、先頃の意見交換会でも感じたことではありますが、働き方改革が進んでいる時代にありながら、採草作業等においては何十日連続休みなしというような実態もあるかと思っております。そういう認識はありますか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農業振興公社の労働の実態につきまして、先般の産業常任委員会の後、私も聞き取りのほうをさせていただきました。これまでも農業振興公社におきましては、多忙な季節があるのはそのとおりでございます。その辺につきましては、全職員対応という形で従来から取り組んでいる内容でございます。季節的に忙しい状況を職員全員で対応している状況

にあります。休日につきましては、もちろん忙しい時期には取れない状況もあるということでございますけれども、それに対して手当のほうがどうなっているのかという中身につきましては、適正に時間外勤務手当を与えながらやっているということで、先般確認してございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） やっぱり将来ともに雇用を守っていくためには、今のいわゆる働き方改革に合わせた体制整備が必要ではないかと考えます。そして、そこに持っていくために、やっぱりどうしても高いハードルがあります。それは、お金の問題だと思います。

そこで、何としてもこの改革を成し遂げるために補助金の増額か増資か、その辺を早急に踏み込んで検討をいただきたいと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 公社の運営費補助金または増資というご質問でございます。

農業振興公社におきましては、答弁させていただいたとおり、自己資金も潤沢にはない状況でございます。これを改善するために、町といたしましても1,000万円の資金の短期貸付け等も行ってございますが、それでもやはり季節的には運転資金の不足が生じる状況もございます。ということで、答弁させていただいたとおり、多様な角度から検討は必要だろうと。その中で、運営補助金の適正な在り方、あるいは増資の必要性についても、もちろんその中で含めて検討していきたいなと思ってございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 答弁に検討が多いのです。本当にこれは急ぐ問題で、少なくとも今年度中には結論を出すと、増資するなら。ほかのいわゆる第三セクターと並べてみても、ほかの第三セクターは何億円、何億円という中で、農業振興公社は4,500万円だと認識しております。これは、はっきり申し上げて倍にしていいのではなかろうかというぐらいの気持ちを持っております。どれを、どういう選択肢を取るかは町が考えることでありますが、今のままでは職員がもたない、ひいては畜産業がもたない、そういう時代が来る。今日の一般質問では、SDGs、まさにサステナブルが求められているのです。その観点から、ぜひとも早く結論を出す、検討ではなくて。そのことを再度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 運営補助金につきましては、もう既に見直しが可能かどうかと

ということで、農業振興公社のほうにはご相談してございます。その状況を踏まえて、改めて新年度予算に反映できるかという部分を含めまして、研究させていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 新年度予算で増資をするというところまで踏み込めないですか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 増資につきましては、これまでも第三セクターのほうの増資につきましては、新たな事業、取組の場合にしているというような実態もございますので、今回増資ということになれば、新たな取組として相当量の事業、取組が生まれるということであれば、考えられるかと思えますけれども、経営の中身にいろいろと関係してきますので、増資については次の段階かなど。現時点は、補助金の関係を精査していくべきではないかなというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 分かりました。

それでは、新たな取組について質問をいたします。かつてメガファームが長期総合計画にのったことがあります。それは、当然課題があって、その課題解決のためにメガファーム構想が生まれてきたものであります。そして、時代の推移とともに、ハードルが高過ぎるという判断で、その判断は私自身も間違っていると思いません。しかしながら、そのときに生まれた課題は野積みそのまま、放置されたまま今日に至っている、その認識はありますか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 大規模搾乳牧場の計画時点におきましては、町内産生乳量が減少傾向にあった。加えまして、加工原料乳、加工の販売量が伸びている、27年度のことでございます。現在におきましては、メガファームについては実施できないということしておりますけれども、加工に向ける生乳の確保という観点から見れば、そういった対策は必要であろうというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） そうすると、課題はそのままあるということです。その解決のために、今ある既存の農家をボアアップするのか、あるいは質問で申し上げた可能なレベルの牧場経営に乗

り出すのかのまさに二者択一、あるいは同時進行、それしかないと思いますが、この認識は間違っていますか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

生乳の確保におきまして、個々の酪農家の皆さんの生産量の向上、もう一方で考えられるのは、新規の牧場の整備という観点になるかなと思います。現在酪農家の皆様の生乳生産を高める対策として、町でもいろいろと打ってございます。その成果も最近見えてございまして、前年対比で生乳生産量が107%向上してございます。頭数が増えている中ではございません。1頭当たりの生乳生産量が増えていると。これは、酪農家の皆様の日々の努力、当然家畜改良が進んで能力も上がってはございますが、それに合わせた給与量を与えて、搾っているという状況がございまして。そういった形で、これまでの成果が見えてきているところではございまして、引き続きこういった皆さんの安定的な生産、今後は加えまして、規模拡大ができる農家さんにおきましては、規模拡大も支援していかなければならないだろうなというふうには考えてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ただいま前年比107%、ここに大きく貢献しているのは農業振興公社であります。このコントラ事業なんていうのは、本当に各農家からとってみれば、1,000万円もするトラクター買わなくて済むわけです。それほど助かっているのは、農業振興公社があるからなのです。しかしながら、今の現状だと非常にSDGsのSにおぼつかない、その状況があるので、何とか農業振興公社の経営に関して、もっともっと興味を持って、親身になって下支えをお願いしたいと思います。

そして、酪農ヘルパーに関しては、一般質問でも過去に何度かしておりますが、答弁は全く同じであります。これも働き方改革に関連して、私は質問しました。何とか今の時代に合ったように、次の時代に手を挙げて酪農家が増えるように、そうするために酪農ヘルパーが絶対必要ですよ。しかしながら、今回の答弁を見ても、前の答弁と同じです。やる気があるのかなのか、まずそこからお聞きしたいと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ヘルパーにつきましては、これまでも一般質問でいただきながら、ご答弁をさせていただいております。ヘルパーの次の時代に向けた体制整備につきましては、

私も必要性はすごく認識がございます。

ただ、実態といたしまして、今組合でヘルパーを1名、臨時さん1名、2名体制で確保しながらやっております。農家さんの負担も従来の2倍以上の負担をしていただきながら、ヘルパーの待遇も改善し、今現在やっておりますけれども、大きな課題ですけれども、1名の方が年間で働くためには、まだ農家さんの利用日数も少ないという実態、課題があるのかなと。これをさらに高めていきながら、次世代につながるヘルパーの体制づくりというのは必要かなというふうに思っていますし、加えまして肉用牛の農家さんにおきましても、規模が相当大きく経営されている農家さんもおられますので、こちらの方々のヘルパー要望もございますので、そういった畜産、酪農含めたヘルパー体制の構築というのが今後の大きな持っていく方向でないかなと、検討すべき事項でないかなというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 現在の組合制のヘルパー制度においては、畜産業の関係、酪農家以外の方は利用していないと認識しております。どうしてもその流れがある中で、やっぱり岩泉町としては、そのヘルパーをフルに活用しながら、みんなで働き方改革をしていこうよという意識の醸成が必要ではなかろうかと思えます。そして、そのことによって短角であるとか、黒毛であるとか、肉用牛の農家も気軽にヘルパーを使えるような体制整備というのは、町がやるべきことなのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 町がどのようにヘルパーに関わっていくかというのは、大きな支点になると思います。そこに町がどういった関与をしながら体制をつくっていくかというのは、答弁させていただきましたけれども、その論点を整理しない限りは、明確な答弁ももちろんできませんので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） そこで、直営牧場なのです。これが質問の中では、500から700という数字を入れましたけれども、頭数にすると50から80というような頭数になるのですが、これが30でもいいと思うのです。20でもいいと思うのです。その直営牧場を軸にして、その作業をやりながらヘルパーを抱えるような仕組みを、ぜひ課長がいるうちにやっていただきたいと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 会社の経営、こちらのほうをとにかく軌道に乗せたいということで、過去に私も携わりましたが、当時水堀の搾乳牧場も公社で経営してございました。そういったノウハウはございますが、当時の状況と今の状況はまた違う形になっているのかなど。農家さんの要望が、やはりコントラ事業のほうの恩恵がすごく大きいという状況もございます。既存の公社の業務に影響しない形で、公社が自力で農家を支えていくというものを、町としては後方から支援をしていきたいなというふうに考えてございます。私がいるうちということではなく、やはり町のスタンスとして取り組んでいきたいなというふうに思います。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 前向きなご答弁と捉えます。ありがとうございます。政策推進課長並びに地域整備課長、農林水産課長、真摯な答弁、本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（加藤久民君） これで13番、野館泰喜君の質問を終わります。

次に、5番、三田地久志君。はい、どうぞ。

〔5番 三田地久志君登壇〕

○5番（三田地久志君） 5番、三田地久志でございます。通告に基づきまして、質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

移住、定住のための取組についてであります。まず初めに、新型コロナウイルス感染症は、ついに岩手県でもクラスター感染から職場感染、家庭感染と広がりを見せてきています。コロナ禍の中で働き方にも変化が見え、会社という場所がなくても仕事ができる環境となりつつあると、連日報道されております。メディアで散見されるのは、テレワークあるいはワーケーションによる仕事場の変化です。

パソコンと高速通信環境さえあれば、どこでもできる仕事があるという事実です。また、その周りでは、実に岩泉町の人口の10倍もの失業者が発生しているということでもあります。そこで、岩泉町がこの失業された方々や、学生の皆さんを含めた若者世代に移住、定住の施策を行うことで、町にも挑戦するチャンスがあると信じ、質問をいたします。

まず、岩泉の情報をどのように発信していくか、どこの自治体でも同じことを考えていると思

われますので、奇策ではなく、正攻法で埋没しないための情報発信が必須です。岩泉町出身の大学生に特命係になってもらい、町の情報を発信していく仕組みをつくることで移住、定住への底上げにつながるのではないかと考えます。例えば岩泉の四季の移ろい、仕事、町並み、住民など、これらを動画で配信してはいかがでしょうか。岩泉高校生、あるいは地域おこし協力隊の方々にも参加していただいて、現在の取組と岩泉の感想を含めた情報を動画で配信していくことを提案いたしますが、町長の考えを伺います。

さらに、インターンシップなどで訪れた際の宿泊場所についても、廃校舎などを再利用、整備していくことで、気軽に来ていただく環境づくりをすべきではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

岩泉を訪れようとしている方々と協力隊の皆さんとの意見交換会、オンライン開催なども企画していくことで、より岩泉を理解して来ていただけるようになるのではないかと考えます。他の自治体では、協力隊の任期が終了してから6割の方が起業なり就農などで移住、定住しているとのデータがあります。岩泉でも、これからどうすべきか真剣に取り組んでいくべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、再犯防止計画の推進についてです。平成28年12月に議員立法による再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、施行されました。同法律において地方公共団体には、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた再犯防止施策を策定し実施する責務があることや、地方再犯防止推進計画を定める努力義務があることなどが定められております。地方公共団体の施策としては、国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体の地域の状況に応じ、次の施策を講じる努力義務があるとされています。

- 1、再犯防止に向けた教育、職業訓練等の充実等。
- 2、社会における職業、居住の確保等。
- 3、再犯防止推進の人的、物的基盤の整備。
- 4、再犯防止施策推進に関する重要事項であります。

岩泉地区保護司会では、再犯防止のために就労の場を確保することを目的に、岩泉地区更生保護協力事業主連絡協議会を5者で立ち上げていただいております。

また、今年度岩手県内では、県や県南2市で再犯防止計画を策定するとの情報があります。町村では、まだどこも計画をしていませんので、県の動向を踏まえて、町村で一番先に計画をして



はいかがでしょうか。

再犯の現状としては、検挙者に占める再犯の割合は48.7%となっており、見逃すことのできない割合になっております。安全安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠となっております。町では、どのような対応をするのか、町長の考えをお示してください。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 5番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

まず、移住、定住のための取組についてでございますが、議員ご案内のとおり、首都圏の方々から地方に貢献をしたい、地域のために役に立ちたいとの情報もありますことから、インターネット等の活用も含め、必要な人材を確保できるよう引き続き取り組むとともに、岩泉高校との連携も視野に入れ、情報発信を進めてまいりたいと考えております。議員ご提案の動画配信につきましては、今年度着任した地域おこし協力隊の方が協力隊員のインタビューや活動の記録、撮影を行っておりますので、新規募集に向けた情報発信に活用をしてみたいと考えております。

インターンシップにおける一時宿泊施設につきましては、廃校舎の利活用も念頭に置きながら、まずはふれあいランド岩泉のコテージなどの既存施設を滞在場所として活用をしてみたいと考えております。

今後におきましても、様々な情報発信をこれまで以上に強化し、さらには移住コーディネーターとの連携も図りながら、一人でも多くの方が本町に定住していただけるよう、積極的に取り組んでまいります。

次に、再犯防止計画についてでございますが、本町における刑法犯認知件数は、平成25年が22件、令和元年が14件と、緩やかではありますが、減少傾向にあります。一方、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は、若干上昇傾向にあり、再犯防止対策の取組は必要であると認識をしております。

議員ご案内のとおり、犯罪をした人の円滑な社会復帰を促進することを目指し、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、県及び市町村におきましても、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた再犯防止計画の策定が努力義務とされたところでございます。

犯罪をした人は、立ち直りに向けた様々な課題を抱えていることから、地域で支える民間協力

者等との連携が再犯防止に不可欠と考えており、本町におきましては、今後策定予定の岩手県の再犯防止推進計画の内容も踏まえ、保健、医療、福祉団体等とも連携をしながら、計画策定に向け、検討してまいりたいと考えております。

今後は、犯罪をした人が社会復帰するための住まいと仕事の確保の支援や、社会の構成員として地域で受け入れることができるよう、町民の皆様の理解を深めるなど、犯罪をした人の立ち直りを地域で支える保護司会をはじめとした関係機関のご協力をいただきながら、再犯防止施策の推進に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 5番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○5番（三田地久志君） お昼御飯を食べて、皆さんがそろそろ睡魔に襲われる時間ではあるでしょうけれども、しばらくの間お付き合いをお願いしたいと思います。

また、1番議員が定住、移住に関しては質問していますので、かぶらないように私も質問したいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

まず、インターネットの活用も含めとあります。私もホームページを見させていただきました。いろんな施策をしていますが、現在のところなかなか協力隊の方々の顔が出てこない。そして、やっているのは個人で、SNS、フェイスブック等々で何人かの方が岩泉での活動を報告しているという状況にあると。そこを担当課としては、やはり自ら協力隊の皆さんを情報発信するように、あるいはそういうコーナーを設けることが必要ではないのかなと思うのですが、そこについてはなぜしないのかということも含めて、答弁いただければと思います。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

私のほうも、かねがねそのような感じは持ってございました。ただ、一人一人の協力隊のやっている、自分の目的としてやっているのに合致する部分に情報発信というのがちょっと弱かったのかなと思ってございます。それで、後半になってからインターネット、パソコン等を有効に活用できる方とか、あとは文才のある方の地域おこし協力隊がいらっしゃって、これはチャンスだと思ってございますので、これからぜひそういう強力に情報発信をする方向で、こちらでも支援しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 協力隊の募集のところには、最後のほうにパソコンに精通している方という1項が盛られているはずなのです。そうすると、そういうことはできると私は思うのですが、なぜなのかなと思いつながら、やはりそこは担当課のプッシュが足りなかったのではないかなと。岩泉をぜひ情報発信してくださいというところが欠けていたのではないかなと思うのですが、そこについてはいかがですか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） その部分もあるかと思っておりますので、その辺尻をたたきわけではございませんが、強力に進めてまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 岩泉高校のK I Z U K Iプロジェクトも含め、あるいは子供たちが考えている課題についても、ぜひこれから協力隊の中にどんどん募集をしていくべきではないのかなと。高校生が考えたK I Z U K Iプロジェクトがよその視点ではどう映って、その課題解決のためにこういうことをやりたいと。やはり地元に住んだ子供たちが気づいたことを外部の力で解決していくという、協力隊の募集ということも私は必要だと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） 議員ご案内のとおり、K I Z U K Iプロジェクト等で高校生の方も町に関心を持つような取組をなさっておりますので、地域おこし協力隊に限らず、商店街等、そういうところと連携しながら、それをうまく情報発信につなげてまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 要は協力隊の方が表にどんと出てくる。住民もぜひそこに混ぜてほしくて、住民の顔もというか、思いも動画に何とか撮って配信するというか、情報発信してほしいのです。精通した方が活動記録を撮っているということなのだけれども、ここには住民はいますか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） 今のところはちょっと住民の方が、協力隊の活動の情報発信ということを中心にやってございます。ただ、関係人口とか交流人口を、そういうのを周知をかけるには、やはり地域の方の顔が見えてこない、やはりそういう興味が出てこないものと考えてございますので、その辺も含めまして、情報発信の在り方を協議しながら進めてまいりたいと思

います。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） やはり岩泉にはどういう方がいて、どういうことをしていて、では私も行ってみようかという、本当は来られればいいだろうけれども、コロナの中ではなかなか来るともできない。そうすると、どうしても動画なりなんなりで生の声で、生の声というか、オンラインで皆さんに情報発信するしかない。活動そのものだけだったら、編集してどうとでも切り取れるのだろうけれども、そこに住民が介在すること、それが岩泉の本当の姿を映し出す、そういうことがやっぱり必要だと思うのです。そこをもっと住民の方々にもお願いをしながら、役場の皆さんと協力隊の皆さんとの中でのいろんな会合があって、やっちはいるのだろうけれども、そこに住民を混ぜていくというようなことも必要だと思うのです。そのことで、協力隊の皆さんも初めて町内にどんな人がいるのか、自分から進んでなかなか行けないような人は、やっぱりそこは行政が間に入ってあげて、いろんなところに紹介しながら、その雰囲気動画を撮って行って配信するということが必要だと思うのですが、そこについての課長の考えはいかがですか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えします。

地域おこし協力隊に委嘱するときなどに、協力隊の方にも地域とのつながりを持つようにという条件もつけてございますので、その辺も含めまして、やはり地域の顔が見える、あとは自分たちの活動も見えるような情報発信をしてみたいと思います。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） ただ、その宿泊施設がコテージだと、どうしても隔離されているところだから、なかなか地域住民と連携取れないではないですか。そういったところも含めて、既存のところを利用するのは、お金かからないようにやるやり方はいいにしても、もう少し進んで、住民の皆さん、隣近所の皆さん、向こう3軒、両隣ともせめて付き合えるような仕組みというのをつくる必要があると思うのですが、いかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

コテージ等につきましては、インターンシップ等の一時宿泊ということでございまして、地域おこし協力隊の方については、1番議員にも答弁いたしましたように、既存の元教員住宅とか、

あとは民間の住宅等をおっせん、借り上げとか、に住んでいる状況がございまして、よろしくお願ひします。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） すみません、勘違ひをしておりました。

過日読売新聞に、コロナで、テレワーク等で、別に都会に住んでいなくてもいいと。要するに、テレワークだけだったら会社に行かなくてもいいのであれば、別に東京に住まなくてもいいという割合が発表されて、関心が高まったと、10歳代で13.5%、20歳代で22.1%、30歳代で20%の方々が地方に移住をしたい、定住したいというようなアンケートの結果が出ているのです。これは、協力隊ではなくても、ご結婚なさっている方もいらっしゃるかもしれない。そうすると、岩泉の環境は、子育て環境はこうですよとか、あるいは余暇はこんなことが、魚釣りができますよとか、海釣りまで20分も走ればできますよと、川釣りだったら3歩歩けば川に行けますよとか、キノコ採りしたかったらすぐやれるとか、1時間あれば宇霊羅まで登れますとか、余暇の活動も含めた、これは協力隊だけではなくて、移住をしたいという、テレワークで仕事はここでもできるから、子育て環境だったり、住環境を変えたいという人たちのためにも、余暇も含めた中での情報発信が必要ではないのかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

議員と同じ考えではございますが、取りあえずは住環境、あとは今の環境等の整備等を進めながら、情報発信を絡めながら、あとはそういう岩泉町に興味のある方たちを、広い視点も必要なのですが、ある程度特定した、例えばふるさと納税とか、そういう関係で町に興味ある方に取りあえず集中的な情報発信という手段を検討しながら取り組んでいこうかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） ふるさと納税が出たので、餃子の方話をさせていただきますが、ふるさと納税の餃子のところを見ると、黒豚のことは一生懸命書いてあるけれども、作って販売している方の物語が何も書いていない。ああいうところこそ、協力隊で来て、なぜ岩泉に来てこれをやったかという。黒豚の餃子というのはどこにでも多分あるだろうから、そうではなくて、ふるさと納税の本質というところは、物よりもその人、こういう人がこうなのだということに焦点

を当てて発信すべきではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） まさにそのとおりと考えてございますので、その辺を意識しながら取り組んでまいります。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 答弁のほうにはなかったのですが、岩泉出身の学生の皆さんにいろいろと岩泉の情報発信をしてもらおうという、特命係になってもらうというのはどうかというところは答弁なかったのですが、そこについてはどのようなお考えをお持ちか、お聞かせ願えますか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） ふるさと応援便でございます。それについても、物品というか、応援便を送るときに岩泉町のラインとか、こういうのをやっていますよというのを一緒に送ってございます。それで、例えばそれを学生の方々が登録していただければ、その方に直接効果的なPRができるかなと考えてございました。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 地方の情報発信を受け取るのではなくて、その人たちに町の発信をってもらうという仕組みをつくったらどうですかということです。いかがですか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） その辺は、今後ちょっと研究させていただきたいと思います。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） いずれにしろ移住、定住については、コロナ禍の中でチャンスと言ったら本当語弊あるかもしれないけれども、しっかり取り組んでいってほしいなと思います。なりふり構わずとは言わないけれども、正攻法できちんと、誰もが納得できる、いろんな角度から、あるいは課だけで駄目だったら、そういうことに興味がある方々にも入ってもらったり、組立てをすべきではないのかな。そのことで、初めて岩泉、いわゆる住民の方々にも入ってもらったことで、岩泉では真剣に考えているのだなということが住民にも伝わるし、役場も本気なのだなと、そういうプロセスをぜひ情報発信すべきでないかなと思いますので、移住コーディネーターの方も1人で頑張っていらっしゃるとは思いますが、その軽減策のためにも学生の皆さんだったり、専門学校の方だったり、東京圏にいる方々、大阪圏にもいるかもしれない、そういう人たち

をぜひ活用というか、岩泉の情報発信をしていただけないかという取組をしていただきたいと思います  
ますが、改めてその部分について答弁をお願い申し上げます。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） 岩泉町に愛着のあるそういう方々に、どのように働きかけて情報  
発信をしていただくか、そういう情報発信をしていただく方向で取り組んでまいりますので、よ  
ろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 前にも委員会で話をしましたが、思い出したので話をしておきますけれ  
ども、協力隊の方々が赴任してくると、岩手日報さんの紙面には、例えば隣の宮古市さんは、こ  
ういう方が来ました、こういう方が来ましたと時々載るのです。岩泉では、なぜか載ったの見た  
ことがない。活動をして、この間のランと自転車の方とか、餃子の方々というのは載ったりはす  
るのだけれども、ほかの人たちが載ったの見たことがないのです。やはりメディアのうまい活用  
ということも含めて、担当課だけで難しいのであれば、いろんな手だてがあるでしょうから、そ  
こも含めた中でどうしていくのか。協力隊以外の情報発信についても、ぜひメディアの使い方を  
上手にやっていただければなと思います。

次に、再犯について質問を移らせていただきます。令和4年までに努力義務でつくりなさいと  
いうことになっております。答弁見ると、取り組むとはありますが、つくりなさいとは書いていな  
いのですが、そこについては私も半分ぐらい理解して、半分ぐらいちょっと難しいなというところ  
はあるのですが、担当課としてはつくる気があるのかどうなのかというところをお尋ねしたい  
と思います。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 再犯の防止という観点につきましては、これまで明確に町のほうとい  
たしまして、ターゲットを絞った取組、事業展開というのは、なかなか乏しい状況にもございま  
した。今回議員からのご提言をいただきまして、認識を新たにしたいというのが正直なところでご  
ざいますので、現時点では、早速それではつくりなさいというところまでのレベルにはまだ至って  
いないという状況でございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 県では、今年度中にやるというような情報もあるということで、お互い

認識は一緒のようでございます。町村の中では、できるだけ一番先につくっていただいて、犯罪のない町だからこそ、こういうのをきちんと整備しておくということが必要かと思えます。

さらには、コロナ禍で失業者がたくさん増えてきていると。間違っって犯罪を犯す、町内で犯罪を犯さなくても、よそで犯罪を犯してしまったと、帰住地が岩泉だということもあり得るわけなのです。そのときに、やはりこういうことをきちんと、さすが岩泉と言われるようなことをつくっておくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 国で策定をいたしまして、県でも今年度末に策定予定というところまでは、私どもも確認をいたしているところでございます。国のほうの情報によりますと、令和3年度末でございますけれども、これの全国において100の地方公共団体、全国の地方公共団体の中で100の団体での策定を目指すというところが国の努力義務というふうに伺っておりますので、その100に、全国100に岩泉町が入るかかどうかというところにつきましては、しっかりこれから考えさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） ぜひ100に入りましょう。どういうことであれ、情報発信、岩泉町ではこんなことも取り組んでいるのだと。そうすれば関係人口来ますよ、どうやってやったのと。担当課長からいろいろレクチャーを受けたいと来ますよ。そのためにも、ぜひ100に入ってやっていくべきではないかと思えます。それこそ、その気持ちはないでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 議員ご案内のとおり、本町は平穏、至って安心安全な町、怖いのは災害ということで私どもも認識しているわけでございます。一方では、私ども町のほうにおきましては、いわゆる矯正施設に入所をされていた方がどのような人物で、例えばいつ岩泉町に戻ってきたのか、あるいはどこに住んでおられるのかというような情報もなかなか分かりにくい今のご時世でございます。したがって、これは理念規定、理念法でございますから、作文のように書くということであれば、それなりにこれはやれないということはないとは技術的には思いますけれども、まずそういった再犯防止に町を挙げて取り組んで、これからもっと氣勢を上げていくのだということには、まず町民の皆様の機運のほうも盛り上げたり、関係機関の皆様の意気も上げていただかなければならないといったような観点からは、もう少しお時間をいただく必要があ



るのかなというふうに思っています。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 岩泉地区保護司会というのは、岩泉町と田野畑村なのです。その1町1村で事業主協力会というのを立ち上げました。これは、受皿は何かというと、いわゆる犯罪を犯した方々が岩泉に帰住されて、あるいは保護観察中に何か職がないとか、満期になったと、保護観察も終了したと。その中で、職場がなかなか見つからない。これは、岩泉だけではないし、久慈にもあったりとか、隣にもあるので、宮古にはたしかなかったような気がするのですが、そこの相互連携の中で仕事場の紹介もしたりして、いわゆる犯罪から救おうという理念があってつくった団体なのです。やはりそういう団体もつくっていて、行政としてのその部分について、いろいろとこれからは関与していかなければならないという意味での再犯防止でございますから、そういった意味を考えると、いつ、どこで、どういうことが起きるか分からない。広く町民の皆さんに合意形成というところも必要かもしれないけれども、まずはその人を更生させる、助けるというところがあってしかるべきではないのかなと思うのですが、そこについては若干私と違いが違っていたような気がしますので、もう一度その答弁をお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） まさに本町におきましては、犯罪をした方、あるいは非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアということで、16人からの、まさに民間ボランティアの保護司の皆様、そしてその雇用、5事業者でございますか、雇用事業主の皆様、そして更生保護の女性の会の皆様、まさに町民の方から献身的なご努力をいただいて、こういったことに取り組んでいただいているわけでございます。したがって、町といたしまして、その方々と協力をしながら、ではまずはどういったことが町としてできるのか、何をしなければならないのか、どういった施設があるのか、手法があるのか、やっぱりそういったところを詰めていくような間もないと、なかなか盛り上がりにも欠けるなという部分もございますので、まずそういった活動を今されている皆様のご意見もお聞きしながら、対応をさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 全国に保護司会があって、そこには今更生保護サポートセンターというのが設置されております。岩泉にも更生保護サポートセンターが設置されているのですが、そこ

がいわゆる犯罪を犯した人、あるいはこれからどうしようかと保護観察中の人とかが来て、相談ができるよという環境整備は整ってきているのです。ただ、そうはいつでも、行政との連絡、我々も悪かったかもしれません。こういうことがあるけれどもどうだかということが今までなかったと思いますので、担当課とこれから更生保護についても議論をさせていただきながら、ぜひ何か万が一のことがあったときのためにも、連携を密にして、いいものを、再犯計画にしても、では誰が実施していくのやというところまで含めて、やりたいと思うのですが、その受入れはしていただけるものなのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 我々町のほうといたしまして、できることは何なのかというようなことを考えました場合には、やはりそういったケースについて、関係機関、これは保健、医療、福祉も含めてでございますが、そういった情報共有をできるようなネットワークの組織、あるいは先ほど申しました協力雇用主さん等に対する御礼なり、何かの優遇措置でありましたり、連携、そして保護司の皆様、更生保護女性の会の皆様との連携をすること等々が町自治体、我々市町村の役割であるというふうに私どもも認識をしておりますので、ぜひそこはしっかりとケースごとに連携を取らせていただいて、少しでも再犯の防止に役立てれば、これにこしたことはないというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 今ポイントという話が出たので、岩手県では事業主の会の皆様が雇用した場合には、建設業の方々にはポイントを付与して、入札から何からの部分で何らかの特典というのか、細部については分かりませんが、そういうことがあると。岩泉でもぜひそういうところの整備をだんだんにしていってもらって、雇用事業主がもっと増えてくれば、いろんな形で行政からのサポートだったり、情報だったり、いろんなことで密にやることで、孤立させない環境づくりをしていけるのではないのかなと思うので、取り組んでほしいのですが、そういう前向きな答弁をいただければありがたいのですが、いかがですか。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 私も今回の議員のご質問、ご提言に関して、様々担当のほうとも改めてこういった問題がまだまだあるというようなことを認識したという現実もございますので、先ほど議員ご提案の、例えば刑務所出所者等を受けてくださった方々に対しての、例えば奨励金の

制度の導入でありますとか、そういったようなことも私どもの協議の話題にも上っておりますので、できる、できないは別としましても、あらゆる手だてを考えていく必要があると認識を強くいたしましたので、ぜひこれは先ほどの町民のボランティアの皆様と連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） ありがとうございます。要は保護司会の活動やら、あるいは再犯を防ぐためには世の中がこういうことですよというのをまずは理解していただいて、前に1歩でも2歩でも進んでいただきたいなと思っの再犯についての質問でございました。ぜひ100本に入るように、ここ何年かの間で、期限が令和4年までということなので、いろんな仕事があつて忙しいと、コロナでも忙しいとは思いますが、ぜひ取り組んでいただいて、関係人口で岩泉にもどうやっつてつくったかと人が来られるような、そういうところを見せていただければありがたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで5番、三田地久志君の質問を終わります。

次に、7番、坂本昇君。はい、どうぞ。

〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 7番、坂本昇でございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策をはじめ、少子高齢化対応など、日々町政課題に取り組んでいる中居町長、そして職員の皆様に敬意と感謝を申し上げながら、次の2点について質問いたします。

1点目は、岩泉町未来づくりプランにおける進行管理についてであります。本計画は、本年度を初年度とし、基本構想は令和8年度まで、基本計画及び実施計画は令和4年度までの期間で策定されておりますが、令和2年度も終盤を迎えるに当たり、その進行管理についてお伺いいたします。

町が進むべき方向を定めるこの総合計画であります、第6次計画策定後においては、東日本大震災や平成28年の台風10号、令和元年の台風19号災害など、想定外とも言える非常事態の発生で、復旧、復興を優先せざるを得ない状況でありました。今回のプランを推進するに当たっては、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の対応に全神経を集中しなければなら

いところでもあります。とはいえ、こういう状況の中だからこそ、町の基本姿勢、足腰の強い行政推進が望まれるものと思います。

本プランの基本計画、実施計画の期間が3年間と設定されており、はや3分の1が経過しようとしております。そこで、まちづくりの理念と基本姿勢であります、特に未来を創り出す行政組織づくりと、多様な主体と行政の協働によるまちづくりについて、本計画策定後に重点的に取り組んだ内容、そしてその評価をどのように捉えているのかお伺いします。

本プランは、非常に精度が高く、よくできた計画であるという評価で策定され、実現に向けスタートしております。その計画に基づく行政執行に当たって、いかなる気づきが生まれ、どう変化し、改革が進められてきていると体感できているのかという観点からの質問であります。

また、基本目標や基本方針の中で、生きがいや暮らしについての目標があります。少子高齢化、過疎化が進行する中、やむなく地域間格差が生じている点があると考えられます。医療、交通、子育て支援等、住民が安心して生活できるよう、また格差を拡大させないように実施している施策は何かお伺いします。

2点目の質問は、組織の見直しについてであります。東日本大震災や平成28年の台風10号災害からの復旧、復興の完遂にめどが立ってまいりました。次の大きな課題は、新型コロナウイルス感染症対策はもちろんですが、財源の確保等でもあります。その中で、今までどおりの行政サービスを維持していくためには、今行おうとしている行政改革を進めながら、行政組織の見直しも必要と思われます。町が抱える重点施策である定住化の促進、子育て・超高齢化対策、財源の確保等々、それらに係る部門、部署の強化検討を行う時期かと考えますが、町長の見解についてお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

まず、岩泉町未来づくりプランにおける進行管理についてであります。現在行政組織及び事業の見直し、アウトソーシング等の在り方など、行財政改革大綱の策定を行っております。その中で、職員一人一人がテーマに沿った業務課題や、新型コロナウイルス対策等における支援策の提案など、課題意識を持って取り組んでいるところであります。

多様な主体との協働によるまちづくりにつきましては、地域の足の確保や買物支援、高齢者の見守り等を進める上でも重要なポイントであると認識をしておりますことから、町の課題を様々な団体と共有しながら、協働した取組となるよう進めてまいりたいと考えております。

今後行政事務の平準化とデジタル化が進められ、それらへの迅速な対応と、社会情勢の変化による既存事業の見直しを行政事務の改善、改革につなげてまいりたいと考えております。

地域間格差につきましては、町民の皆様が安心して生活できるよう、地域の声に耳を傾けながら、交通体系の見直しなど、地域が抱える様々な課題の解消に向け、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、行政組織の見直しにつきましては、これまでも国の情勢や県の動向、そして時代の変遷を見据えながら、本町における時々の課題に対応するため、不断の見直しを行ってまいりました。そのような中、平成23年の東日本大震災、平成28年の台風第10号豪雨災害と、未曾有の大災害に見舞われ、復旧、復興、町民の生活再建等を最優先にした部署の設置等、喫緊の課題に迅速に対応してきたところでもあります。

町といたしましても、産業振興や地域活性化等の本格的な施策展開に向けた組織体制の見直しが必要と認識をしており、本年度行財政改革大綱の策定を進めているものであります。この中では、事務事業の見直しはもちろんのこと、組織体制の再編、自主財源の確保等をはじめとした新たな時代を見据えた行政課題に対応すべく検討を進めており、特にも新年度に向け早急に取り組む組織展開として、ふるさと納税の拡充に向けた体制の強化、保健活動及び介護予防サービスの提供体制の充実を図るため、保健師の配置の見直しなどを検討しているところでございます。

未曾有の大災害に賭したこの10年という歳月は膨大で、その間の諸情勢の変容にすべからく対応することは、一朝一夕にはできかねますが、未来づくりプランに基づく未来を創り出す行政組織づくりに向け、ちゅうちょなく取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 7番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。

では、何点か再質問させていただきますが、進行管理上にまちづくりというか、未来づくりプランの中には、策定委員とか幹事会とかというのはあります。ただ、今回大きく4ページにプラン・ドゥー・チェックというのがあって、ということになると、何とか組織の一つの中に評価委

委員会なのか、そういう専門の方々による未来づくりプランのチェック体制があってもいいのではないかと思うわけですが、この点については考えておられないかどうか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

未来づくりプランにつきましては、総合開発審議会におきまして、こういうチェックをかける予定となっております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 了解しました。では、総合開発審議会委員ということで、各地区からとか、各関係団体からの代表の方々が入っております。ただ、計画の中には部門別とか、それから特別のプロジェクトとかというのがうたわれているために、この審議会委員だけのチェックでは、ちょっと大枠になり過ぎるような嫌いがあるのですが、せっかく立派にできた未来づくりプランがつくっただけで終わってはもったいないという観点からの質問でございますので、何かもう少しチェックシートの細分化というふうなことは考えられないか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） そのことにつきましては、特に委員が認める場合は、専門的知見の方々を招集できるような規定となっていると思っておりますので、その辺は適時適切に、場合によっては対応してまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） それで、この総合計画は昭和45年の策定で、現在昭和95年ということになると、50年間にわたって第5次、第6次、そして第7次まで来ています。ですので、そろそろというか、もっと前からだと思うのですが、役場職員の方々も、私も含めて、町民の方々も何とか、岩泉の将来が見える総合計画というのがもっと身近なものとして定着してもいいような気がします。そこら辺の認知度というか、担当課長とすると、そういうふうに認識しているかどうかというのは、実は教育委員会ですと、「岩泉の教育」というのを作られて、「岩泉の教育」という1冊をもって、実は議会でも、委員会でも、それがあると教育から、文化財から教員住宅まで、いろんなデータがあるために、本当にプランであり、いい資料として定着が図られると思っておりました。

その点この総合計画は、どうもつくるだけ、つくる時の計画で終わっているような気もしな

いでもないために、何とかここで答弁いただいたように、職員一人一人がテーマに沿った業務課題とか、そういうふうな意識を持って取り組んでいるのだというふうなことが実際に動いてもらえれば、プランでうたっているように、未来の花咲くいわいずみというふうなのに向かっていくのではないかとということからお伺いするものでありますが、未来づくりプランの認知度ということについては、課長とすればどれぐらい、浸透していると言い切れるかどうかという辺りをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

認知度ということですが、政策推進課としては、ぜひ職員間では全員が認知というか、読み込んでやっていただければ非常に、やっているかなとは思ってございますが、残念ながらそういう部分もないとは言い切れませんが、しかしこれもまちづくり計画にのっている事項、他課の部分等も職員が意識して見ることで、縦割りではなくて横のつながりを持った取組を進められると私も思っておりますので、職員研修ではないですが、その辺もあるのかなと思いますので、その辺は職員の間浸透させるようにやっていきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひ、これも無理強いということではないかと思っておりますけれども、結局地方自治法なり財務規則を全部というふうなつもりもありませんので、せめて自分たちがつくった自分たちのプランについては、身近なものとしてやっていただければいいかなと思っていました。今課長のほうからお話がありましたように、職員の資質向上というところも1項目あるのですが、職員研修のときにもこの未来づくりプランというのを題材に、先輩の職員から新人職員へというふうにして啓蒙していくのも、まちづくりに向けての一步ではないかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

職員研修についても、その辺は担当課とも連携をしながら、その方向で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ここで若干、11月24日に町のほうには一般質問という形で提示しています。

それで、まちづくり計画の評価ということですので、何点か総合開発審議会ができるまで、審査するまでというよりも、待ってられないという部分がありますので、ちょっと担当課のほうに直接振ることになるかもしれませんが、お願いをします。

1つは、新型コロナによって、今医療従事者なり介護従事者の数が減ってきていると。ところが、未来づくりプランの中では、平成30年度71人いた看護師さんを令和4年度では85人に持っていきたいというふうに目標値を定めているのですが、ここでの点検評価の場合、現在はどのような形で進んでいるのか、把握しておられたらばご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

医療従事者、特にメディカルスタッフである看護師につきましては、71人という目標値からさらに10名以上増やす目標値を定めておまして、令和元年から2年にかけては、2名ほど増えている状況ではございますが、今回コロナというふうなことでありまして、看護師の方々の疲労度というのは大変高まっているということで、増員に向けての取組をしなければならないというのが実態でございます。

先般も済生会と町と、それぞれ奨学生制度がございまして、済生会につきましては、済生会独自の奨学生で看護師等を、奨学生制度を利用して、ぜひ地元で仕事をしていただければ、済生会医療機関で仕事をしていただければ、それが全て免除になるというふうなところを周知しているところでありますので、できるだけ目標に向かうための若い人たち、卵である若い看護師の養成というふうなものも進めているのが実態かと思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。全国では、もう従事者が離れている中で、町ではそこはきちんととどめて、かつ1人でも2人でも増員に向かっているということは、とてもこちらとすればありがたいことだなと思っておりますので、引き続きご努力をお願いしたいと思います。

それから、保健福祉関係ですと、これも1点どうしても気になるのですが、乳児の健診受診率、その乳幼児の受診率が100%でないのです。それで、目標では98.3だったから、何とか100にしたということになっていますが、ここの半年間で取り組んだことによって、やっぱり生まれてすぐの半年なり、1年以内の人は100%受けるというふうなことは取り組んでしかるべきだと思うの



ですが、それについてのお考えをひとつお願いします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 乳児の1歳6か月の健診が、確かに98.3%という結果ではありまして、H30年の実績が98.3%で、これを目標では100にしたいということでありました。それで、私も常にこれは100%だというふうな認識でございましたけれども、この年に限っては、1名の方なのですけれども、諸事情があつて健診日をどうしても逃してしまうというふうな状況がありましたことから、1回はしたのですけれども、次ができなかったと、そういうふうなことで、残念ながら数字がどうしても基本となる平成30年、ここでカウントされたことによって出た数値ということでありまして、まずすべからく100%乳児健診は行っているものというふうに、私たち町ではそのように考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひ今の課長のようなスタンスで、健診は受けていただくようお願いしたいと思っていました。総務常任委員会で、はまゆり学園という障害児施設を見学させていただきました。以前の施設の方のお話ですと、幼児のときに高熱を出された、ちょっとした気遣いで障害を持たなくても済んだという例が多分にあるのだそうです。ですので、日程的に合わないならば、別な日に受けられるような手だても進めていただきながら、支援していただければと思いますので、お願いします。

それではもう一点、教育についてお伺いします。というのは、子供たちが、岩泉町の小学校6年生は、自分にいいところがないというふうに答えている子供が34%、小学校6年生で3分の1あると。それから、岩泉町の中学校3年生になると、4人に1人が夢や希望を感じなくなっているという、少しつらいアンケートがありました。ですので、これに向けてはあまり日を置かないで、学校との連携の中で、何か啓蒙できるような形での教育連携が必要ではないかと思うのですが、この点についてはいかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 議員からお話のあった部分は、プランのほうの77ページの部分かと思いますが、確かにプランの中では、項目は、自分によいところがあると思うと答えた児童が大体66%と。今議員からはその逆を取つての、思っていない子が34%ということでしたが、実際はこれが、この数字自体は平成30年度の全国学力・学習状況調査のほうで数値になってございま

す。聞き取りといたしますか、アンケート調査になっています。これが小中どちらも48項目ほどあるのですが、その中で1つの項目としまして、先ほどの自分にはよいところがあると思いますかという部分もあるのですが、もう一つ、先生や周りの人はあなたのよいところを認めてくれていると思いますかという部分もあります。そちらのほうに関しましては、小学生も中学生も9割を超える、認めてくれていると思っているという部分の回答がございました。ですので、分析しますと、結局友達や先生からは認められていると思っているけれども、その中で改めて自分でよいところがあるのかと聞かれたときには、ちょっと自信を持って答えられないという部分で、そちらのほうはちょっと低いのかなと思っています。ですので、確かに全国あるいは県のほうから比べても、自己肯定感のほうは、岩泉町は少し数字が低いのかなと思ってはございましたが、やはりその対策としましては、この数字のほうは各校長会等でも、あと各学校のほうにもお渡ししております、学校のほうには成功体験、成功したという体験の場の確保、それで自身を持たせると。そういう部分と、あと各子供たちあるいは先生方から、それぞれ一人一人のいいところを褒めるような場の提供とか、学校においてそういった工夫のほうをしていただいているところでございます。

そのために、今年度はコロナで全国の学力調査とか、全国一斉のものは実施できなかったのですが、調査項目自体のほうは町独自で行っております、今年度のポイントのほうは平成30年より少し上がっているところがございますので、まずは成果を上げているのかなと思ってございます。

あと、プランのほうにもう一つあります将来の夢や目標を持っているという部分、そちらのほうは大体4分の3ぐらいということで、大丈夫だろうかという部分のお話ございましたが、私自身でも置き換えてみますと、当時中学校3年生だったかときに同級生百二十数名いまして、その中で4分の3となれば90人ぐらい。その同級生90人が夢を当時持っていたかとなれば、私自身も持っていませんでしたし、自信がないところでございました。ですので、数字自体4分の3を確保することで大変だとは思いますが、ただ実際今のところは新学習指導要領にもございますが、小学校におきましては総合生活力の部分、将来の社会人、職業人として自立して生きるために必要な能力、中学校のほうは人生設計力、こちらのほうは主体的に人生計画を立てて、進路を選択して決定できる能力、それを育てていこうというふうなうたってございます。現在のところ、今ご案内のとおり、中学校2年生を対象に職場体験を実施してございます。町内30事業

所からも協力いただきながら実施しています。小学生も学校の近くの一次産業のほう体験しております。そういった体験の場を子供たちに経験していただきまして、できれば将来の職業につなげる部分、今の段階から目標を持ってもらうような形で進めているところでございます。

数字的な部分でも、やはり今年度行った調査のほうでも、ポイントのほうは上昇してございますので、各学校で現在取り組んでもらっているものと認識してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） そのことが今のように100人もいて、4分の3だったらいいほうだなというふうになって、それで通常だということになれば、私も安心します。原因が、夢がないとか、なかなか持てないというのが家庭にあったり、それから学校にあったり、地域にあたりというふうなことがなければいいなというところからの質問でございましたので、今の答弁を聞けば、通常の生活をしながらの数字だということになれば、未来づくりプランどおりに進行しているというふうに受け止めさせていただきたいと思います。

それから次に、地域格差ということで、岩泉の町そのものが過疎が進んでいるのですが、その中でも町内と支所、支所からまたもう一つ、川でいけば上流側とか下流側というふうになると、病院に行くにも5分か10分で行ける人と、救急車が行っても往復1時間以上かかる人というふうなことになって、ここを何とか、現実が現実として、是正策を今のうちから考えておかなければならないのではないかなと思います。命とすれば同じ価値とした場合は、病院との物理的な距離はあっても、何らかの手だてをすることによって、それはカバーできるというふうなのが見つかればいいなというふうな願いからの質問であります、いかがなものでしょう。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えします。

非常にいろんな要素を含んだ質問だと思ってございます。道路の関係、あとは交通体系の課題、あとは通院とかの課題も含んでおるかと思いますが、その辺町の課題として認識してございましたので、広く一つ一つ解消できるよう、あとはどういう手だてがいいのかというのを予防するところは予防しながら、できるところはできるだけ積極的に取り組んでいくというようにしてまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 今お話がありましたように、予防です。予防で相当補えるというふうな方法もあると思いますので、そのところはぜひ協議を深めておいていただければというふうに思います。

次に、組織の見直しということで、今までも皆さんから出てまいりました。私も、答弁にありましたように、ふるさと納税の例を取っても、例えば役場の部署が強化して一つの課でやるというのもそのとおりですし、もう一つはアウトソーシングという時代から、丸抱えでどこかの機関に移管するのではなくて、役場も関わりながら、先ほどから再三出ている地域おこし協力隊を足す、高校生を足す、それから岩泉に来てくれている支援をしている人たち、それからホールディングスとか、そういうふうな人たちが関わって財源の確保、地域おこしの人たちはそれ、あとは農業関係になると、議員と語る会ですと、やっぱり農業をやっている方のほうが、こういう財源があるというのに詳しい方もおいでだなというふうに見受けましたので、そういうふうな人たちも巻き込むとか、行政ができるだけ、こちらができない部分を巻き込めるような体制をして、用をなせるような形にしていけばいいのではないかなと思っておりましたが、そこら辺の部分についてはいかがでしょうか。これは総務課のほうになるのかどうか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） ただいまの議員のご提言は、そのとおりでございまして、ふるさと納税、今現在町では経済観光課のほうで担当をしているというところなわけですが、一方ではやはり今の時代の流れの中で、まさにインターネットを使った外部にアウトソーシングもして、そこが専門的に担って実績を伸ばしておられるというような例もあると伺っておりますし、また役場の内部におきましても、十二、三の課から構成、組織をされているわけですが、果たして経済観光交流課だけの担当でいいのか、それとももっと広く関係課に横串を刺した格好での取組がいいのかというところを含めて検討をしているということでございますので、議員のご提言も参考にお考えを進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） そこで1つ、皆さんがお話ししているとおおり、そのとおりなのですが、この前11月14、15日で、海洋センターでグラベルというチャレンジがありました。このときには、地域おこし協力隊の人が5人スクラムを組んで、そして他町村の人を引っ張り込んで、かつ町民

を巻き込んでというふうに、私も一人一人お伺いすることがあるのですが、今来ている人たちは相当優秀だなというふうに個人的には感じています。ですので、この人たちを見逃してはもったいないなと思いますので、ぜひ活用していただいたり、そしてその人たちは地域おこしの事業をするためだけに来ているのではないと。定住したいという気持ちで来ているという方も13人だかの中に3人、4人と出ていますので、何とか行政のほうでもバックアップというか、その人たちをよく理解してくれたり、条件を整えてくれれば、定住化の問題にもつながるなと思っておりますが、その点について地域おこし協力隊を担当している課長のほうから、地域おこし協力隊についての取組、総括的なことについてご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、それこそこれから体制を整えながら、たくさん情報発信しながら、来ていただけるように取り組んでまいろうと考えております。よろしく願いいたします。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで7番、坂本昇君の質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時06分）

令和 2 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 2 号 )

招 集 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 1 9 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会 、 開 議 、 散 会 延 会 、 閉 会 の 日 時	開 議	令 和 2 年 1 2 月 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 2 年 1 2 月 4 日 午 前 1 1 時 2 9 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員  出 席 1 4 人 欠 席 0 人  ( 凡 例 ) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	7 番	坂 本 昇	9 番	菊 地 弘 巳
	1 0 番	合 砂 丈 司		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危 機 管 理 監 兼 危 機 管 理 課 長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政 策 推 進 課 長	三 上 久 人
	会 計 管 理 者 兼 税 務 出 納 課 長	中 川 英 之	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保 健 福 祉 課 長	田 鎖 英 明	経 済 観 光 交 流 課 長	馬 場 修
	農 林 水 産 課 長	佐々木 修 二	地 域 整 備 課 長 兼 復 興 課 長	佐々木 真
	上 下 水 道 課 長	三 上 訓 一	消 防 防 災 課 長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	三 上 義 重		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 令和 2 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 2 年 1 2 月 4 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告





---

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

10番、合砂丈司君。はい、どうぞ。

[10番 合砂丈司君登壇]

○10番（合砂丈司君） 10番、合砂丈司でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

町の公共交通体系の見直しについてお伺いします。当町は、町民バスの運行費補助や二次交通補助、大川地区の公共交通空白地有償運送事業等、高齢者や障害者などを含め、交通弱者と言われる方々への交通手段の確保や運賃等の支援の充実を図られてきているところであり、中居町長はじめ職員の皆さんに敬意を表すものであります。

しかしながら、岩泉町の高齢化率は町全体で44%、一番高い安家地区で60%超と極めて高く、今後ますます上昇するものと考えられます。高齢者等の方々にとっては、町民バスは通院や日常生活になくてはならない極めて重要なものであります。また、利用者によってはバス停までの距離があり、特にも冬期間は通院や買物の荷物の運搬などに苦勞しているとも伺っております。

安家地区においては、人口が少ない上に高齢者が多く、家が点在し、沢もあり、バス停までの距離があります。冬期間は寒く、雪も多い地区です。また、大川地区のような公共交通空白地有償運送事業を地元の団体等で行う場合には、運転手の確保も高齢化により厳しい状況にあります。

そこで、高齢者等の移動手段確保策の一つとして、高齢化率が著しく高い地区に対しては、地

区の実情を勘案し、家の前から安心して乗り降りができ、地域で暮らしやすい優しい公共交通の確保が必要と思います。旅客運送事業者等と連携するなどして、デマンド交通による公共交通体系への見直しを図るべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 10番、合砂丈司議員のご質問にお答えを申し上げます。

町の公共交通体系の見直しについてであります。人口減少と高齢化により、利用者は減少していく状況下におきまして、公共交通体系の見直しは町の現状からも検討が必要であると、このように考えております。公共交通機関は、町民バスも含め、幹線道路を運行しておりますことから、幹線道路から離れた場所の町民の皆様、高齢者にとりましては、不便な状況と認識をしております。

ただいまの議員のこの思いは、我々も重々承知であるわけでありましたが、それぞれの家の前までバス等が乗り入れできるかどうかは、物理的、時間的、さらには費用的にも課題がありますが、大川地区の公共交通空白地有償運送事業や、県内におけるICTを活用した先進地事例等も参考にしながら、議員ご案内の二次交通におけるデマンド交通も選択肢の一つとして、安家地区における効率的な運行と、高齢化にも対応できるよう、調査研究をしてみたいと考えております。

今後町民バスの運行状況の現状分析及び利用者の実態等の調査などが必要と考えておりますので、地域の実情にあった交通体系となるよう対応をしてみたいと、このように考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 10番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 答弁ありがとうございました。

それで、答弁書にもありますけれども、高齢化にも対応できるよう調査研究するとありますが、これはどういった調査研究をするのか、まずお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

町長の答弁にもございましたように、県内にも先進地事例等ございます。過疎地有償、福祉有償、公共交通空白地有償運送、あとICT、あとはそういうAIを使った実証実験も行われている状況がございます。その中で、やはり高齢者の足を確保できるよう近くまで行くとか、あとは旅客を貨物と混載するとか、そういう状況もございますので、財政的な面からも考えて、そういう効率的で高齢者にも優しい、あと高齢者のみならず車を持っていない方々にも優しいような交通体系を目指して、そういうのを研究しながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 当然安家地区の路線は、業者が委託を受けて運行している路線でございます。発足当時は人数も多くて、人口も多かったのですが、近年人口減少、高齢化が進む中で、乗っていないときもあるのです、全然乗っていない。やっぱり改めていかなければならないような、私はそう思うのですが、本線、例えば安家から岩泉間、安家から久慈間、大きい本線は今までもり運行するとして、枝線といいますか、上安家線、下安家線が著しく乗らないようなときもあると。そういうところは、改める必要があるのではないかと考えます。例えば安家折壁間をバス停まで来るとか、それか川口から安家まで来るとか、そういうところにデマンド化を運行する必要があるものではないかと考えますが、これについてご答弁ありましたらお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

私どももそのように考えてございます。ただ、デマンド交通も様々なやり方がございます。例えば行政が直接やるというパターンもあるかもしれませんが、あと事業者を立ち上げて、そこで一括で予約を受け付けて、そこから配車してやると、いろんな方法がございます。ただ、それも全部が全部町でやれる状況ではないと思ってございますので、その辺をどういように事業者と連携しながら進めるかというのを考えながら、そういうデマンド化を検討してまいりたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 当然今は通学している子供もいますので、その路線はその時間帯で走らなければならないと思いますが、全く乗らないときを改めて、例えば大川地区でコミタクといいます、前日電話で申し込んで、申し込んだときに運行すると、そういうのも有効に使えるのではないかと思います。例えば安家でいいますと、沢地帯があるものですから、バス停まで何百メ

ートル、歩いてくるのにも大変、利用したくてもやめようかということもあるように伺っております。そういうようなところには庭先まで行ってもらえれば、安心して乗るということもできると思うのです。

それと関連して、これは交通とは別物ですけれども、例えば高齢化してくると物忘れが多くなってくると。どっか行ってくるときに、これから冬期間になると暖房とかストーブとかこたつも使うと思うのですが、忘れたとか、そういうことも出てくると思う。そういうときに自宅前までデマンドバスをやってもらおうと、安全確認とか、そういうことも一緒に担ってもらおうことも、ストーブ消したかとか、大丈夫かとか、こたつ消したかとか、そういうことも運転手が担ってもらって、高齢者にそういうのを促して、安全も確保できると思うのです。そういう観点から、家の近くまで行ってもらえれば助かるなど。これは、保健福祉課とも連携してやるべきではないかと思うのですが、それについて考えはあるのかどうか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

私どももそういう高齢者の見守りも兼ねた交通体系というのも当然、全国的な課題でもございますので、認識してございます。その辺も保健福祉課等の見守り、あと町民課の見守り等もやっている状況がありますので、その辺をしっかりとすみ分けた形で、行政効率も考えながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 近年テレビとかニュース等でもありますが、高齢者の運転の事故が結構多いと。デマンド化によって、安心して免許証返納ということも考え、バスが利用しやすくなれば免許を返納して、安全に高齢者が通院できるような、病院にも行けるような感じになると思いますので、これはデマンド化を早急とは言いませんが、ぜひ検討して実現するようにしていただきたいと思いますが、再度答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

全体の仕組みというか、その辺を今年度中に課内では検討したいと考えてございます。それで、4年度、5年度中に住民説明とか、あと事業者さんとの協議も当然必要となつてございますので、その辺スピード感を持って、スケジュールを考えながらお示ししてまいりたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 急速に進む、特に安家が進んでおりますので、ぜひそういうことは検討して、実現するようにお願いして質問を終わります。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで10番、合砂丈司君の質問を終わります。

次に、2番、畠山和英君。はい、どうぞ。

〔2番 畠山和英君登壇〕

○2番（畠山和英君） 2番、畠山和英です。令和2年第4回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営の一端について一般質問を行います。

早速質問に入ります。初めに、次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について伺います。令和2年度は、岩泉町高齢者福祉計画・第7次介護保険事業計画の最終年度で、本年度は新たな計画を策定する大事な年に当たります。介護保険制度は、平成12年にスタートして以来、人口構造の変化への対応や制度自体の在り方が見直され、3年度ごとに計画策定を行っています。これまでの間、介護サービス基盤が整備され、安定して介護保険サービスが提供されるなど、地域社会の高齢者福祉を推進し、社会全体で高齢者やその家族を支える上で欠かせない制度として定着しています。

現行計画では、高齢者がその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが可能な地域包括ケアシステムによる地域づくりを基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進など、4つの基本目標を柱に13の施策を展開しています。

施策ごとに計画見込み数値を掲げて見える化し、取組の方針を上げていますが、現行計画をどう評価し、総括しているのか、その課題を含め伺います。

さらに、重点施策として、地域包括支援センターの機能強化、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備など、5つの項目を位置づけ、取組を進めています。これら重点施策の実施状況、問題点や成果をどう捉えて次期計画につないでいこうとしているのか伺います。

現在次期計画の策定作業を執り進めていることと思いますが、計画構成、基本理念と目標、重点施策など、計画の基本的な組立てはどのようにするお考えか伺います。

次に、介護保険サービスの計画見込値についてであります。介護保険サービスとしては、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスがあり、介護度に応じた各種サービスを希望によ

って利用しています。

そこで、次期計画では新規サービス事業の予定はあるのか、計画利用見込値が大きく変更になるものがあるのか伺います。また、新たな介護施設の整備予定があるのかお尋ねします。

次に、介護保険料についてであります。介護保険の財源内訳は、総費用の半分を国、県、町の公費負担、23%が65歳以上、27%が40歳から64歳までの人の介護保険料で賄うこととされています。65歳以上の人負担する1人当たりの基準額、いわゆる第1号被保険者の介護保険料基準額は、現行計画では月額6,400円、収入によって9段階に区分されており、最も高い額は月額1万880円となっています。この基準額は、介護保険事業計画の改正のたびに引き上げられています。

そこで、保険料基準額の決定を左右する現行計画の収支の状況はどのようになる見通しか、次期計画の介護保険事業の総給付費はどの程度になると推計しているのかお尋ねします。これを踏まえて、次期計画の介護保険料基準額は、現時点でどのようになるの見込んでいますか伺います。

次に、地域公共交通のバス運行について伺います。本町を運行しているバス路線は、JRバス、岩手県北バスの路線バスや、岩泉線代替バス、町が関わり運行するコミュニティーバスの町民バスが町内全域を走り、これを補う二次交通のコミュニティータクシーなどがあります。通学や通院、買物など、移動手段を持たない高齢者等交通弱者にとっては、必要不可欠なものとなっています。これらバス路線の運行は、住民の利便性向上や利用促進、経費節減を図るなど、時代の変化に応じて絶えず運行形態、方法の見直しを行い、改善していくことが求められます。

1点目は、岩泉線代替バスの運行についてであります。岩泉線代替バスは、主に高齢者の方々が宮古市内へ通院する際の交通手段として利用しています。しかし、茂市駅での接続時間待ちや、宮古駅では跨線橋と、高齢者にとっては大変つらい移動で、県立宮古病院には11時過ぎ、昼近くの到着になってしまうことなど、運行改善ができないものかと考えます。

来る12月13日には、このバス路線の交通の難所、国道340号押角トンネルも開通します。これを機会に住民の意を酌み取り、代替バスが宮古駅まで運行されるよう関係機関に対し、町として働きかけるべきであります。町長のご所見を伺います。

2点目は、デマンド型コミュニティータクシーの運行についてであります。小川地区コミュニティータクシーは、3路線が計画運行されています。令和元年度実績では、2路線が利用なし、1路線も運行回数が大きく減っています。せつかくの運行計画ですので、一層の利用促進が図られるべきと考えます。交通弱者である地域住民の足を確保するため、今後どのように取り組んで

いくのか、町長のご見解を伺います。

3点目は、スクールバスの一般住民の混乗についてであります。少子化に伴い学校の統廃合が進み、スクールバスが町内各地を運行しています。町民バスとの路線が重なるところが出ていることなど、スクールバスへの一般住民の混乗運行を検討、実施する時期に来ていると考えますが、町長のご見解を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくどうぞお願いします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、畠山和英議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、現行計画の評価、総括及び課題についてであります。高齢者福祉サービスにおいては、おおむね利用者の希望に添ったサービスが提供されていると、このように認識をしております。しかしながら、介護保険サービスの総給付費は、利用者数の増加、報酬改定及び東日本大震災、さらには台風第10号被災者の利用料減免に伴い、当初の計画値からは増加をしており、厳しい財政状況にあります。

次に、重点施策の実施状況、問題点や成果についてであります。目的に応じて地域住民や関係機関が連携できる体制の構築に努めてまいりました。具体的な成果を申し上げますと、いきいき百歳体操を活用した介護予防を通じた地域づくりを推進してきたことにより、通いの場の定着や地域住民の意識の向上が図られたと、このように考えております。また、認知症高齢者の徘徊等により、行方不明となった場合の早期発見、保護を目的とした、岩泉町SOSネットワークを設置し、認知者高齢者の登録を始めております。

一方、課題といたしましては、高齢者の相談が年々増加傾向にあることから、内容が複雑化及び多様化していることから、人員体制や関係機関との協働を含めた体制強化が課題として上げられております。

次期計画の構成、基本理念や基本的な取組についてであります。現行計画の基本理念を踏襲しつつも、健康寿命の延伸、介護人材の確保などを基本目標と位置づけ、団塊世代が全て75歳以上となる2025年、さらには団塊のジュニア世代が65歳に到達する2040年を見据えた計画策定を進めているところであります。

次に、新規サービス事業と計画利用見込値についてであります。次期計画期間における新規



サービス事業及び新たな介護施設の整備は、今のところ予定はない見込みであります。また、計画利用見込値は、全体的には増加するものと見込んでおりますが、部分的に大きく増減するものはないと、このように考えております。

現行計画における収支状況であります。保険料を引き上げたものの、給付費は計画見込みを上回っておりますことから、かなり厳しいものになると、このように認識をしております。

次期計画期間の総給付費についてであります。現在の計画において42億円を見込んだところであり、次期計画の現時点の推計といたしましては、44億円前後としております。ただ、これは今後また精査の必要があると、このようにも考えているところであります。また、介護保険料標準額についてであります。現段階でお示しできる状況ではまだございませんが、現在の水準を維持することは難しいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

次に、地域公共交通のバス運行に関する岩泉線代替バスの運行についてであります。議員ご案内のとおり、宮古駅までの路線延伸については利用者からの要望もあり、利便性も高まりますことから、実現に向けて関係機関に対し、強く働きかけをしまいたいと考えております。

小川地区におけるデマンド型コミュニティタクシー運行事業につきましては、その運行が前日までの予約制で、決まった日程での運行となっており、そのことも一因として利用し難い状況にあるのではないかと、このように思っているところであります。町といたしましても、地域の高齢者のみならず、必要な方に必要な交通手段を確保する視点で、見直しを進めてまいりたいと考えております。

スクールバスの混乗につきましては、県内でも事例がありますことから、運行時間帯の調整や混乗させる場合の料金の有無、さらには財源的、制度的な課題も研究しながら、総合的な交通体系の見直しの中で今後検討をしまいたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 2番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 丁寧なご答弁をいただきました。ありがとうございます。何点か再質問を行います。

まず最初に、答弁のありましたことで、現行計画の評価、総括のところではありますが、当初計画値からは増加しており、厳しい財政状況にありますということではありますが、収支状況によって不足等があれば、次年度と申しますか、次期計画にこれは引き継がれるというか、つながれて

いくのかどうか、まず伺います。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、介護保険の制度についてですけれども、翌年度精算という制度になってございます。ですので、今年度の精算については来年度行われることとなりますけれども、その額が次期計画に影響を及ぼしていくということになります。まだ12月ですので、どの程度の金額になるかというのはこれからの話にはなりますけれども、最小限の額になるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） また、総給付費の増加の要因、これについて東日本大震災と台風10号の関係の利用減免等が増加の要因にも1つ挙げていますけれども、これについては介護料金のほうから見るのか、あるいは私考えますに、これは一般財源というか、そっちのほうから見るべきではないのかなとも思うのですけれども、まずその点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

まず、減免のほうの制度といたしましては、減免を実施した場合の約8割は財源補填されますけれども、2割については、震災のほうは1割ですけれども、台風10号等については2割、これについては保険料のほうに影響が出るというような制度になってございます。さらに、一般会計からの補填をするべきではないかという部分でございますけれども、今までのところ国、県のほうに問合せ等々していますけれども、保険料のほうで賄うべきものというようなことでの取扱いだということで回答を得ております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） それでは次に、重点施策を含めた施策の推進状況について伺います。各般にわたって多彩にというか、いっぱい事業をやっているわけですが、成果としてもいきいき百歳体操とか、SOSネットワークなんかも成果として今ご答弁いただきました。そのほか何点かピ

ックアップして、具体的に伺います。

まず、小さいことなのですが、高齢者にとっては足の確保あるいは買物、あるいは食事と申しましょうか、そういうのが、元気で自分が動ける高齢者のことですが、困っているというふうに思いますけれども、その中で配食サービスは今実施しているわけですが、これらの実態はどうなっているのか、それについてまずお願いをします。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

配食サービスについてですけれども、令和元年度におきましては63名の方に5,370食の提供を行っております。また、今年度は、まだ途中ではございますけれども、46人の方に実施しておる状況でございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 今の点ですけれども、これは私いい制度だなと思っていまして、それで希望すれば該当する人には配食するというふうなことかと思いますが、次期計画にこの事業を拡充して、やっぱり希望者には添えるように実施すべきと考えます。いかがでしょう。その点についてお答えください。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

対象者についてですけれども、我々とすればやみくもに広げるのではなく、自分でできる方は自分で作っていただいて、自らの生活を維持していただいて、支援が必要な方に対して実施してまいりたいというふうと考えてございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 福祉として実施するということでもありますので、そのことでありまして、必要な人に対しては、いずれ希望する人にはやる方向でお願いしたいなど。

次に、町のシルバー人材センターの運営について伺います。今現在シルバー人材センター、この運営がかなり厳しいというふうにごっておりまして、担当課と申しましょうか、町としてはどのように認識しているか、どういう状況と捉えているか、お願いをします。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

今年度の状況といたしましては、安定的な業務を受けることがなかなか難しい状況であるというふうに捉えてございます。今までもそうであったのですが、運営補助のほうを交付いたしまして、運営していただいている状況もあるわけですが、この状況はまだ続くものというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 今お答えの中で、安定的な収入がなくなると。それで、財政的にはかなり厳しいようであります。その大きなやつは、役場の宿日直等の収入が全部なくなって、安定的なのがなくなったようでありまして、収入が大幅に減になっておりますし、会員数も100人を切ったようでありまして、かなり減っているようであります。聞くところによれば、82人になったと伺っていますが、数値はちょっと確認していただければと思いますが、いずれ体制も、お金がないのでいなくなる、辞めるとか、そういうふうなことが、今そんな状況なようであります。

これについては、町からも補助が出ているわけでありまして、財政援助をする手だてと、収入するようにする手だて、これをやっぱり町としても一緒になって考えてもらえないかなと思うわけでありまして、具体的には、今役場の各支所の宿直が10月から実施されました。それらについても、シルバー人材センターのほうを通じてとかというふうなこととしてできないものかなと思います。あるいは、施設の管理等の委託とかもしあれば、それを含めていないかなとも思いますが、それについてまずお答えをお願いします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） シルバー人材センターの請負業務といたしましての宿直関係の業務というものにつきましては、適切な就業にはなじまないというような県のシルバー人材センターのほうからの通知等ございまして、なかなか難しいのかなというふうに認識をしております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 今のことについてですが、これまでは請負とかそういうふうなことでの委託、請負ということで、難しいとかということでは伺っていますけれども、方法によっては職業紹介とか、そういうこと等々でできないことでもないのかなということもありますので、研究していただければかなと思います。これは、やる、やらないは執行者である町の考えではありますけ

れども、やっぱりそのことを考えれば、そういう点も考慮してもらえないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） そういったいろいろ制度の中におきまして、シルバー人材センターのほうでも職業紹介という業務が可能だというふうなことの中で、シルバー人材センターにお願いをしておいた経緯もあったわけですが、その中でシルバー人材センターのほうで、いわゆる宿直員の人材を用意できないと、不足で見つけられないというようなことなどもございまして、町のほうで直接雇用をするような形態になっていったというような経過、経緯があるということでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） もう少し今の点についてですが、経緯、経過はいろいろあるかと思えます。できる制度があれば、何らかの方法でこれを、もしかして解散というふうなことになるか、やっぱりこれは大きなことになるのかなと思いますので、いろんな研究というか、これが存続するように何とかできないものかなという趣旨での質問であります。町としても、いろんな方面から働く場の確保というか、このこともありますので、何とかこれを検討していただければというふうに考えます。よろしくをお願いします。

それでは次に、本題と申しましょうか、地域包括支援センターの運営についてであります。地域の介護を推進するに当たっては、包括支援センターが中核的な機関というか、そこが中心になってやっているかと思えますが、その業務も開業後のケアマネジメントから権利の関係、あるいは包括的な、継続的なケアマネジメント等、総合相談等々多岐にわたってやっているわけですが、この包括支援センターの次年度の体制、人員体制も含めて組織体制の見直し等、あるいは強化する意味での見直し等お考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

来年度の体制につきましては、総務課だとか、様々なところとただいま協議を進めているところであり、現段階で詳しいところは何ともお答えできないところですので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 検討はされているのですか、それとも全然白紙で、そっちのほうは全然やる予定はなしということ、そういうほうはどうでしょうか。そこらまではまだまだですか。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 令和3年度の組織体制に向けましては、今まさに各課のヒアリングを終えまして、あるいは個人の希望等々を集約いたしまして、今まさにいろいろ手をつけている状況でございますので、今お話しの方の当該町民課のほうからは、そういった体制の強化の希望も当然出てはおりますけれども、これは全体の新年度に向けた人員等の中で、これから決定をしていくという状況に今ございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 現時点でどうかということでの質問をしました。

それでは次に、保健師の件であります。今保健師は本庁にいますし、あと各支所の3か所に配置して、それぞれ動いているわけでありまして、これについても来年度はどのようにする考えでしょうか。同じか、変更点があるか、その点についてお願いします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 保健師、今現在本町では総勢13名勤めていただいております。これまで3つの支所に、議員ご指摘のとおり配置をしておるわけでございますけれども、これは未曾有の大災害に関する特別な措置というふうに考えているところもございまして、新年度に向けましては、昨日も議員の一般質問にお答えをしたとおり、配置の見直しを考えているという段階でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 次に、介護人材の確保と申しますか、資質の向上、マンパワーの不足の解消について伺います。

コロナ禍の中でもありますし、全国的に介護、訪問介護職等でもどんどん辞めている方もあるようでありまして、介護料を払っても利用できないという地域も報道等もされております。このコロナでなくても、岩泉町内も介護人材の確保、これが課題なのかなと、資質の向上が大きな課題、次期計画に向けての課題なのかなとも思います。

それで、今研修とか、初任者の研修、あるいは就学支援等の貸付制度、介護就労相談等の実施など計画書を見ると、そういうことをやるというふうなことで挙げてはおりますけれども、これだけ

では足りないわけでありまして、これが次期計画では大きな柱になるのではないかなと思います。  
各事業所等も人材の確保が今課題のようではありますが、次期計画でどのように人材確保対策に取り  
組もうとしているお考えか、現時点でどのようにお考えか伺います。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、今回計画を策定するに当たりまして、町内各介護事業所からアンケートをいただいております。そうしましたところ、ほとんどの事業所から介護人材が不足しておるといような声が上がっている状況がございました。我々の今までの取組等々考えたときに、例えば介護の体験であるとか、そういったのは少しずつ実施はしてきたのですけれども、我々も改めてその辺に切り込んでいって、例えば高校生とかに体験していただいて、動機づけのきっかけをつくってやるのか、さらに動機づけについて奨学資金の貸付けというのが、これ県の社会福祉協議会のほうで実施しているのがございまして、5年間県内で就学すれば、返還が免除されるというようなものもございまして、こういった取組と取組を線で結びながら、やっていきたいなというふうにご考えてございまして、

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 介護人材の確保をするために、もう一つは、よく言われるわけでありまして、労働環境の処遇というか、待遇と申しましょうか、その改善、これがまず大きいのかなとも思います。ただ、これは制度の中でやるわけでありまして、介護報酬の改定含めて介護報酬が大きく関わってきます。

それで、今度の介護報酬の改定、その見通し、この点についての見通し等はあるのかどうか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） 介護報酬の改定についてですけれども、これまでも何度となく改定してきたところではあります。現段階において、この場で明確にお話しできる情報等はございませんが、今後も特にも介護職員の処遇改善等、給与のアップ、そういったものの対策は捉えていくものと考えてございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） まだないのかなと思いますけれども、いずれなければ、これは大事な報酬改定に向けて、しかるべき国等々に要望等もしながら、これらも図っていかねばならないのかなと思います。よろしくお願いします。

それから次に、介護保険料であります。ご答弁はそのとおりだと思いますが、現時点では額は示す段階ではないと、その答弁かなとは思いますが、次期計画の総給付費44億円ぐらいというふうなことで、現計画で2億円増える見込みとのお答えでありました。そうしますと、これが大きく介護保険料の、これで大体決まることかなと思いますので、そうしますと、これを見ますと大体5%ぐらいアップ、総額でなるのですが、やっぱり同じような状況で、介護保険の基準額についても同じ程度の割合で推移するのかな。この額は言えないとは思いますが、傾向というか、お答えできる範囲で、もしよかったですらお願いします。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） 介護保険料の算定におきましては、国のほうの補助金の制度といたしまして、例えば所得の低い高齢者が多いであるとか、65歳以上の年齢の平均年齢が高いであるとか、そういった各市町村間を調整するために、調整交付金というものがございまして、その辺の算定も介護保険料の算定には大きく影響してくるところです。そういったところもございまして、単純に42億円が44億円になりましたと、それだけではちょっと測れないところもございまして、今後保険料の積算を進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 要は、やっぱりどんどん改定ごとに上がっています。やっぱり上がってきますので、これが大幅に上がらないように願っている、望んでいるわけでありまして、これはいろいろデータを使って額を決めることだとは思いますが、よろしくお願いします。

それで、介護保険、介護給付サービスと、そして介護保険料、この計画策定に当たっては、バランスをいかに取ってつくるかということが担当課の頭が痛いところだとは思いますが、それを取ってやるというふうなことだと思っておりますので、給付サービスと保険料、これを見合わせながら、にらみながら、あまり大幅に上がらないようお願いできればと思いますが、ぜひ担当課あるいは職員の手腕に期待するものでありますので、よろしくお願いします。

それでは、時間もなくなりましたので、次の地域公共交通のバスに移ります。岩泉線代替バス



については、強く働きかけていきますというご答弁でございました。よろしくお願いします。

それで、今宮古市の和井内は県北バスが廃止になりました。そして、コミュニティーバスは通っていると新聞で見ましたが、そういうこともありますので、含めて宮古市と申しましょうか、宮古市長とも連携しながら、宮古駅までの路線の延長がされるよう重ねてお願いしたいわけですが、この1点について、もしお答えがあったらよろしくお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

宮古駅までの延伸については、代替バスの延伸になるかなと思ってございます。その辺は、JR東日本にずっと要望してございますので、その辺の状況がトンネル開通に伴って変わってくるかと思ってございます。その辺は状況が変わりましたらば、ご報告等申し上げてまいりたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（島山和英君） 次に、スクールバスの混乗についてです。元年度の決算ちょっと見ましたら、町民バスの運行補助、年によって違いますが、元年度は5,400万円ほど出ていますし、それからスクールバスの運行経費見まして、やっぱりそれ以上の6,200万円とか、借上料を入れない額がありますが、いずれその額が出ています。そのこと等を見まして、経費の面等々から見ましての質問でありまして、一気にいかない面はあるかとは思いますが、できる限り一緒に運行できるところは運行する、あるいは乗れるようにするなら乗れるようにするというふうなことで、できないものかなということでの質問でありました。ほかの団体もやっておりますので、そういう答弁でもありましたので、ぜひ混乗についてもやっていただきたいと思っております。

総合的な見直しの中で検討するのご答弁でありました。見直しはいつ頃、あるいはいつまでに検討と申しましょうか、それをやる予定があるのか、もしありましたらお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

今のところ、まだ来年度予算等を今詰めている最中ですが、課としては実態調査等、来年度において行いまして、あとできれば実証実験等も入れられればと考えてございます。そうすると、その後各地区の統合等の状況を教育委員会等とすり合わせながら、平成5年あたりには一定の方向が出せるのかなと、課内ではそう思っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 最後と申しましょうか、もう一つ、質問の項目には入れていませんでしたが、前段で触れていましたが、路線バス、JRバスと県北バスが今路線バスとしては走っていますが、人口減少がどんどん各地区進むというか、減ってしまっていて、路線バスの維持も廃止等が出ています。西和賀とか宮古もありまして、ほかもあるかと思えます。

それで、JRバスの盛岡から来るバスにしましても、宮古から来る県北バスにしても、これも今国、県の補助が出て運行が確保されているわけでありますから、町は補助は出していませんが、ただ条件があるようでありまして、乗車人数が15人以上と、150人までというのがありますので、これが今どの程度になっているか、20人ぐらいと伺っておりましたけれども、これが下回りますと廃止、補助が出ないと廃止も心配されます。まさに列車もなくなって、龍泉洞を含めた観光路線でもありますし、これはやっぱりなくならないように維持しなければならないということで、注視しながら、これもやっていかなければいけないのかなというふうに私思っています。

国、県から結構の額が出ているようでありまして、年によって違いますが、3,000万円とか出ています。これをやっぱり維持して、維持するということは輸送量、人員の確保、乗る人を確保していかなければいけないというふうなことがあろうかと思えます。この点についてはどのようにお考えなのか、お答えしていただければなど。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） 先ほどの答弁、平成5年と申し上げましたが、申し訳ございません、令和5年でございましたので、訂正させていただきます。

続きまして、広域路線バスの関係でございますが、広域路線バスについては盛岡市及び宮古市と乗車促進活動というのは行ってはございますが、議員ご案内のとおり、なくなると大変な状況になってございますので、その辺をこれから総合交通体系の見直しの中で、さらに乗せるような活動もできないか、関係市町村と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） やっぱりこういう地域にいますと、住民の足が一番課題、みんなからも言われます。やっぱりそういう意味で、この路線バスについても総合的に見直し、検討するというものであります。ぜひ現状を踏まえながら、これがいいように研究、検討していただくようお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで2番、畠山和英君の質問を終わります。

次に、6番、林崎竟次郎君。はい、どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 6番、林崎竟次郎です。通告に基づき、一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症は、12月3日現在で、世界では感染者約6,451万人、死者149万人に達し、再拡大地域が広がっています。国内でも感染者は約15万6,000人、死者約2,200人、県内では感染者211人、死者4人となり、いまだ終息を見通せる状況には至っていません。検査と医療体制の抜本的な拡充などによる感染抑止は、命と健康を守る政治の最優先課題となっています。

このようなコロナ危機の中で、懸命になりわいを守るために頑張っているのが小規模事業者、中小企業者です。ところが、菅政権は政府の成長戦略会議に「日本の中小企業数は今の半分でいい」と公言する起業家、デービット・アトキンソン氏をメンバーに入れ、中小企業庁は中小企業の集約化について検討を始めました。

中小企業は、日本の企業数99.7%を占め、従業員数は日本企業全体の68.8%と、地域経済と雇用の根幹です。中小企業なくして日本経済は成り立ちません。政府が今なすべきことは、淘汰ではなく支援だと考えます。

1点目に、新型コロナウイルス感染症による中小企業者等への支援について伺います。初めに、国、県の制度を利用して、一息ついている中小企業者等もありますが、まだまだ支援制度自体が浸透していません。国の制度である持続化給付金等の申請期限、県の観光支援事業等の延長について、町として改めて強く国、県に要望すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、町独自の一次産業、中小企業者等への緊急支援事業給付金等ですが、完了したのもありますが、ほとんど受付中です。今後の取組としては、申請漏れがないように対応を講じていくべきと考えます。さらには、再支給を含めて検討をするべきと考えますが、町長の所見を伺います。

2点目に、東日本大震災被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除について伺います。県は、本年12月で終了予定の被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除事業を令和3年3月31日の本年度末まで継続し、新年度から対象を住民税の非課税世帯に絞って継続した上で、来年12月を目安に全て終了する考えを示しました。大震災から9年、免除に係る当町の費用は決して少なくないですが、高齢化と収入に不安を抱える被災者の窮状を理解し、免除継続の英断をすべきと

考えます。その上で、最終決定は内容、詳細を含めて市町村となります。

そこで、次の3点について町長の所見を伺います。1、令和3年1月1日以降も被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除を継続すること、2、令和3年4月1日以降も免除を継続し、対象を住民税非課税世帯に限定しないこと、3、医療費等の免除費用の全額を補助するよう国に要望することです。

最後になりますが、台風10号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料の減免措置の継続について伺います。今台風10号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料の減免に助けられている町民の声を聞くと、来年1月からどうなるのかと大変心配しています。中には、減免措置がなくなったとき、今までのように通院したり、薬も飲めないという方も少なくありません。東日本大震災被災者と同じように、高齢化と収入の不安にあえいでいる方もたくさんいます。台風10号豪雨被災は、東日本大震災の約10倍という大きな災害です。そのことから、台風被災者の生活安定のため、来年1月以降も国保医療費・介護保険利用料の減免を継続すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、林崎竟次郎議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症による中小企業者等への支援についてであります。各種制度につきましては、これまで国や県、そして町でも周知をしまいましたが、引き続き各種広報媒体を利用しながら周知に努めてまいりたいと、このように考えております。

なお、申請期限延長などに関する要望につきましては、県内市町村の動向も見ながら、岩手県町村会などとも連携をしまりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

次に、緊急支援事業給付金等についてであります。第一次産業者等へは112件の657万円が、中小企業者などへは278事業者に対して5,560万円の支援金の給付を完了したところであります。なお、これに係る申請指導などにつきましては、議員ご案内のとおり、岩泉商工会に委託をし、対象者への必要な支援が実施されているものと、このように認識をしております。万が一申請漏れ等があった場合は、迅速かつ柔軟に対応をしまりたいと、このように考えております。

また、議員ご提言の給付金の再支給につきましては、今後の国の動向などに注視をするとも

に、引き続き関係団体と連携しながら検討をしてみたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、東日本大震災被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除についてであります。令和3年3月まで、現行制度の被災者を対象に免除を継続してまいります。なお、令和3年4月以降につきましては、住民税非課税世帯に限定をして、令和3年12月まで免除を継続する考えであります。

また、国への要望につきましては、県においても令和3年12月を目途に終期を検討するとのことでございますので、現時点におきましては、要望を行うことは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

次に、台風第10号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料の免除措置の継続についてであります。本町における被災をされた皆様の住宅再建はおおむね完了したものと認識はしておりますが、住宅再建等に伴う一時的な費用など、被災をされた皆様が抱える金銭的な負担なども考慮しながら、引き続き現行制度により、令和3年12月まで免除を継続してまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 6番、再質問はございませんか。はい、6番どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 前向きな答弁ありがとうございました。

まず、私の初歩的な疑問なのですが、申請期限の延長などを国とか県に対して要望すべきと述べたのですが、それに対して県内市町村の動向を見るとか、町村会などとも連携してという答弁でしたが、やっぱりこれはそういうふうのほかの市町村と一緒にやっていかなければならないものなのでしょうか。一つの町でやるということは、あまりよくないことなのでしょうか。初歩的な質問です、お願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをさせていただきます。

ご質問の中小企業者等への支援の関係でございますけれども、国のレベル、あとは県のレベル、あとは町のレベルということで、各段階で行われております。特に国のほうへの施策、県への施策につきましては、岩泉町単独ということではなくて、例えば県であれば、岩手県の全体とし

てということの対応が国のほうにも地方の状況を分かっていたら、1自治体が要望するよりも、県がスクラムを組んで要望したほうがいいのではないかと、そのような取組が妥当というふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 当町の中小企業者等への支援給付金の関係ですが、まず給付を完了したのが大体80%、予算に対して。まず、このまま行ったらとすれば、金額にして約1,400万円が残る勘定になります。それで、国の三次補正の動向というか、それもまだ見えてきませんが、一次産業とか、それから町内の小規模な事業者の支援というものは、やっぱり繰り返してやっていかなければならないと考える。これに対して、三次補正の数字が大きくなってくると思うのですが、まずそれが出たら答弁のとおり、前向きに取り組んでいくと、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをいたします。

中小企業者等への支援でございますけれども、まずはコロナの感染状況、今全国的に感染が拡大しているというふうなこともあります。そちらのほうにまずは注目をしていくというのはそのとおりでございます。

あとは、ただいまの具体的な支援策につきましては、現在岩手県のほうでも県議会を開催中であります。過日の一般質問の中で、知事のほうからも追加の支援策というふうなお話がされておりますし、あとは国のほうでも、来週8日になるようですけれども、追加の経済対策が発表されるというふうな予定となっております。町といたしましては、県、そして国の動向を当然注視しながら対応していきたいと思っておりますし、町内中小企業の皆さんに支援が必要な際には、必要な対応を取ってきたいというふうに、当然内部の調整を経て、必要な対応を取ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 次に、東日本大震災の国保医療費・介護保険利用料の免除の関係ですが、2点目の質問の令和3年4月以降についてのところで、答弁では県と同じように、住民非課税世帯に限定してとありますが、このことについては当町としてはどのような検討をしたのでしょうか。

か、お願いします。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

まず、検討のスタート時点におきましては、減免を終了させる方向での検討がございました。その後、被災者の方の状況であるとか、そういったようなところを総合的に検討した結果、住民税非課税の世帯に限定して継続するという結果となったものです。

以上です。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 県の姿勢としても、令和3年12月を目途に終期を検討していくとありますが、私の個人的な感想としては、東日本大震災の被災者と、それから被災していない方との対立というか、そういうふうなものも結構根深いものがあるのです。だから、そういう中で令和3年12月に、もしなくなつたとすれば、国保加入者の弱い方というか、収入が少なくて苦しんでいる人たちもたくさんおりますので、それ以降は被災者、それから被災者でない方も含めて、弱い方に目を向けていくと、そういうふうと考えていくわけなのですが、そういうふうな考え方で進めていくと、そういうふうな理解してよろしいのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

まず、町内の状況を見ますと、被災者、あと被災者ではない方にかかわらず、経済的に弱い方というのはいらっしゃるというふうな考えてございます。そのときに、減免のことを考えたときに、今3つの災害で減免を実施してございますけれども、減免を実施しますと少なからず全体の国保税等への影響も出てまいります。そういったことから、町といたしましては、被災者の方については、必要な時期に必要な量の減免等を対応していくべきものというふうな考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 次に、台風10号の被災者の国保医療費・介護保険利用料の関係ですが、まずこの答弁を減免を受けている方たちが聞けば、大変喜ぶと思います。それでまず、取りあえずは台風10号の被災者にとってもこの1年間頑張っていけると、そういうふうな状態ができたも

のと考えます。

この点については、私も研究を深めながら、この1年間町当局とも話し合いを深めていきたいと考えております。そういう点で、この点についてのこの1年間をよろしくお願いいたします。

以上、私の意見を述べまして終わりいたします。

○議長（加藤久民君） これで6番、林崎竟次郎君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午前11時29分)





令和 2 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 3 号 )						
招 集 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 1 9 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会 、 開 議 、 散 会 延 会 、 閉 会 の 日 時	開 議	令 和 2 年 1 2 月 8 日 午 後 3 時 4 5 分				
	閉 会	令 和 2 年 1 2 月 8 日 午 後 4 時 2 8 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員  出 席 1 4 人 欠 席 0 人  ( 凡 例 ) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	7 番	坂 本 昇	9 番	菊 地 弘 巳
	1 0 番	合 砂 丈 司		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危 機 管 理 監 兼 危 機 管 理 課 長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政 策 推 進 課 長	三 上 久 人
	会 計 管 理 者 兼 税 務 出 納 課 長	中 川 英 之	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保 健 福 祉 課 長	田 鎖 英 明	経 済 観 光 交 流 課 長	馬 場 修
	農 林 水 産 課 長	佐々木 修 二	地 域 整 備 課 長 兼 復 興 課 長	佐々木 真
	上 下 水 道 課 長	三 上 訓 一	消 防 防 災 課 長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	三 上 義 重		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 令和 2 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

## 議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 1 2 月 8 日 (火曜日) 午後 3 時 4 5 分開議

### 開 議 の 宣 告

### 議 事 日 程 の 報 告

- 日程第 1 議案第 1 号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第 2 号 岩泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例について (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第 3 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 10 号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 11 号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第 12 号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第 13 号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第 15 号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 10 議案第 16 号 岩泉町 B & G 海洋センター、岩泉町山村広場、岩泉町レクリエーション

- 広場及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第11 議案第17号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第12 議案第5号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算(第9号)  
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第13 議案第6号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第14 議案第7号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第15 議案第8号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第16 議案第9号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算(第2号)  
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第17 議案第14号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることに  
ついて (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第18 請願第3号 「子ども一人ひとりを大切に、ゆきとどいた教育を進めるため少人数  
学級」を速やかに実現することを求める請願 (総務常任委員長報告)
- 日程第19 議案第18号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第20 発議案第3号 少人数学級の実現を求める意見書(案)の提出について  
(三田地泰正議員外5名提出)
- 日程第21 発議案第4号 岩泉町放射性廃棄物の持込み拒否等に関する条例について  
(坂本昇議員外5名提出)
- 日程第22 平成28年台風第10号豪雨災害復旧・復興推進調査特別委員会の調査結果について  
(平成28年台風第10号豪雨災害復旧・復興推進調査特別委員長報告)

閉会の宣告

---

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 3時45分）

---

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎議案第1号～議案第4号、議案第10号～議案第13号、議案第15号～議

案第17号及び議案第5号～議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例についてから日程第16、議案第9号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）までの16件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算等審査特別委員長、林崎竟次郎君。はい、どうぞ。

〔条例補正予算等審査特別委員長 林崎竟次郎君登壇〕

○条例補正予算等審査特別委員長（林崎竟次郎君） 令和2年12月8日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。条例補正予算等審査特別委員長、林崎竟次郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について、原案可決。

議案第2号 岩泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につ

いて、原案可決。

議案第10号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第11号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第12号 ふれあいランド岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第13号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第15号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第16号 岩泉町B&G海洋センター、岩泉町山村広場、岩泉町レクリエーション広場及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第17号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第5号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）、原案可決。

議案第6号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第7号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第8号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第9号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上です。

○議長（加藤久民君） ただいまの条例補正予算等審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。



お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第17、議案第14号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、8番、三田地和彦君の退席を求めます。

〔8番 三田地和彦君退席〕

○議長（加藤久民君） 本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算等審査特別委員長、6番、林崎寛次郎君。はい、どうぞ。

〔条例補正予算等審査特別委員長 林崎寛次郎君登壇〕

○条例補正予算等審査特別委員長（林崎寛次郎君） 令和2年12月8日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。条例補正予算等審査特別委員長、林崎寛次郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第14号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

以上です。

○議長（加藤久民君） ただいまの条例補正予算等審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本請願に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで、8番、三田地和彦君の入場を求めます。

〔8番 三田地和彦君入場〕

---

◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第18、請願第3号 「子ども一人ひとりを大切にし、ゆきとどいた教育を進めるため少人数学級」を速やかに実現することを求める請願を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、坂本昇君。はい、どうぞ。

〔総務常任委員長 坂本 昇君登壇〕

○総務常任委員長（坂本 昇君） 令和2年12月8日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。総務常任委員長、坂本昇。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

請願第3号 「子ども一人ひとりを大切にし、ゆきとどいた教育を進めるため少人数学級」を速やかに実現することを求める請願、採択すべきものと決定。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ただいまの総務常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから請願第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択と決定しました。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第19、議案第18号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第18号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。種別、物品、品名、岩泉町立小中学校情報機器、数量一式、契約金額、3,200万100円。

2、取得の方法。買入れ。

3、契約の相手方。住所、盛岡市下太田沢田68—40、氏名、株式会社リードコナン、代表取締役、伊東晃郎。

令和2年12月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立小中学校情報機器を買入れしようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。それぞれの機器の品名、形式等、数量の概要でございます。納入期限は令和3年3月31日でございます。

よろしくご審議を願います。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第18号について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 製品そのものは、ブルーライトのカットがついているのかどうか。  
子供たちの目を守るためにも必要だと思うのですが、仕様書では分からないので教えていただければと思います。

〔何事か言う人あり〕

○5番（三田地久志君） 聞こえなかった。いわゆるブルーライトのカットが製品についているかと。子供たちの目を守るためには必要だと思うのですが、そこはどうでしょうかという質問です。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 今回の機器購入に関しまして、仕様のほうではブルーライト部分までは入ってございませんでしたので、対応のほうはされていないかと、ちょっと確認はしてみますが、その辺の対策はちょっと詰めてまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 何時間使うかというのもあると思います。また、そのものをうちに帰ってまた使っていたりすると、長時間使っていると、やっぱりブルーライトで視力が低下してくる可能性があるのも、もしなかったらフィルムを貼るなりなんなりという後からの対策も必要かと思えます。ぜひそこは確認をして、対応をしていただきたいと思えます。

もう一つは、最近ちょっと新聞を読んでいたら、たまたまタブレットで教育が始まっているところで、紙媒体でも教科書を併用していると。特に国語なんかの部分、科目によっては記入することで、指先を使うことで、タブレットで操作するだけでは覚えられないものは、やっぱり紙媒体でも必要だというようなことがありました。その辺については何らかの研究をなさっていますか、あるいは導入されてからはどのような使い方をするというふうにご検討されているのかお知らせください。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 今回整備した後の活用についてということでございますが、実際本音のところは、当初GIGAスクール構想をご説明しましたときのように、本来であれば令和5年度までに完了させるということでございました。ただ、国のほうでは新型コロナウイルス感染症の対策のためにもということで、前倒しで今回端末に関しても補助導入いただきました。ということで、かなり駆け足で端末の整備をしてございます。ですので、実際のところは現場のほうで



混乱しないような形で、年度が明けてから、もともと当町では今年度にネットワーク環境整備をして、4年度に端末を整備して、5年度からの推進で考えておりましたが、その分早まっておりますので、現場に混乱を来さないような形で、各先生方に集まってもらいながら、また先進的な取組をしている事例等も見ながら、急いでばたばたとペーパーと端末の併用というのが出てこないように。まずは、ゆっくりではありますが、急遽切り替えて全部が端末になるわけではございませんので、併用が着実に進められるように、先生方と一緒に、現場と一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 前倒しで来ているということで、今度は先生方がきちんと指導できるように、子供によっては親が持っていて結構やっている子もいるだろうし、そうでない環境の子もいるだろうし、そうすると導入当初から差がつく可能性もある。そうすると、先生の指導力というところが大いに関係してくると思われまますので、導入当初から差がつかないような、きちんとした指導をできる先生を春から用意というか、準備していただいて、そうならないような仕組みをぜひつくってほしいなと思っておりますが、答弁ありましたらお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 現在地域おこし協力隊で、そういったパソコンの関係に詳しい方もいらっしゃるようですので、教育委員会としましては、政策推進課のほうとも相談しながら、できればその方に来年度からは、地域おこし協力隊でありながら、学校のほうにそういったICTを進める部分にも何とか意見をもらいながら、円滑に進められるようにということでお願いをしているところでございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 基本的なことですが、児童生徒用が2種類になっている理由をお示ください。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 参考資料のほうで、確かに児童生徒用が2種類になってございます。401台のほうのタブレットでございますが、こちらのほうは通常の生徒さんといいますか、通常の配布になります。残りの児童生徒用の19台ですが、こちらのほうは規模の小さい学校、大川小と安家小と釜津田中学校、そちらのほうはネットワーク整備は進めず、Wi-Fiで対応しようと思っ

いました。それで、タブレットのほうも通常のネットワーク環境を整備するところはWi-Fi環境でできるのですが、そういった3校はそれぞれがLTE対応ということで、それぞれの端末でもデータのやり取りができるといたしますか、ネットが見られるというような環境ということで、それぞれ種類が違うものになってございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 新年度からの供用開始ということだと思うのですが、基本的に持ち帰りをする方向でスタートするのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 新年度すぐからスタートで、持ち帰りということでは考えてございません。まずは授業の中で、ネットワーク環境を整備しますので、授業の中での活用を優先的に考えてございます。ただ、現段階でのコロナウイルスのコロナ禍の中で、もし活用することがあれば、その際には使うことは出てくるかとは思ってございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第20、発議案第3号 少人数学級の実現を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

12番、三田地泰正君。はい、どうぞ。

〔12番 三田地泰正君登壇〕

○12番（三田地泰正君） 発議案第3号、令和2年12月8日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。提出者、岩泉町議会議員、三田地泰正。賛成者、岩泉町議会議員、林崎竟次郎、同じく小松ひとみ、同じく畠山昌典、同じく坂本昇、同じく八重樫龍介。

少人数学級の実現を求める意見書（案）の提出について。

標記について、別紙のとおり岩泉町議会会議規則第13条の規定により提出します。

別紙を御覧願います。少人数学級の実現を求める意見書（案）。

教員が一人ひとりの子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾けていくことは、現状の40人学級では困難な状況にあります。

そこで、30人以下の少人数学級にすることで、教職員の負担が軽減され、子どもたちと向き合う時間や精神的ゆとりが持てるようになります。また、少人数学級では、教室内での身体的距離が確保され、子どもたちへの継続した安全・安心な学びの保証につながると考えます。

つきましては、子ども一人ひとりを大切に、ゆきとどいた教育を進めるため、小学校、中学校、高校の少人数学級を速やかに実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月8日、岩手県岩泉町議会議長、加藤久民。

提出先については裏にありますので、お目通しを願います。

○議長（加藤久民君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

発議案第3号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから発議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

追って、発議案第3号の意見書は本職から関係機関に対し提出します。

ただいま議決された意見書については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任にすることに決定しました。

---

◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第21、発議案第4号 岩泉町放射性廃棄物の持込み拒否等に関する条例についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

7番、坂本昇君。はい、どうぞ。

〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 発議案第4号、令和2年12月8日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。提出者、岩泉町議会議員、坂本昇。賛成者、岩泉町議会議員、八重樫龍介、同じく三田地泰正、同じく林崎竟次郎、同じく小松ひとみ、同じく畠山昌典。

岩泉町放射性廃棄物の持込み拒否等に関する条例について。

岩泉町放射性廃棄物の持込み拒否等に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第112条及び岩泉町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由。岩泉町内に放射性廃棄物の持込み及び原子力関連施設の建設を拒否することを明らかにするため、この条例を制定しようとするものである。

別紙を御覧ください。まず、条例の名称ですが、「岩泉町放射性廃棄物の持込み拒否等に関する条例」としてあります。持込み拒否等には、原子力関連施設の建設拒否が含まれております。

第1条は、目的を規定しております。朗読させていただきます。この条例は、岩泉町に放射性廃棄物を持ち込ませないことを明らかにすることにより、先人から受け継いだ緑豊かな郷土を残し、現在及び未来にわたって、放射性物質の脅威から町民の生命と財産を守り、健康で安心して

暮らせる生活環境を保障するとともに自然と調和した町の発展に資することを目的とする。

第2条は、用語の定義を定めております。

第3条は、基本原則を3つ掲げております。第1項では、放射性廃棄物を町内に持ち込ませないこと。第2項、放射性廃棄物に関する調査、原子力関連施設の建設を受け入れないこと。第3項、医療用放射性物質の利用を妨げるものではないことを規定しております。

第4条は、立場の表明として、第1条の目的を達成するため、必要に応じて国及び関係機関に対して、基本原則を通知してその立場を明らかにすることとしております。

第5条は、町の責務、第6条は、議会の責務、第7条は町民の責務を規定しております。

第8条は委任規定でございます。

最後に、附則として、施行期日を定めております。施行日は、令和3年1月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤久民君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

発議案第4号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから発議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎平成28年台風第10号豪雨災害復旧・復興推進調査特別委員会の調査結果  
について

○議長（加藤久民君） 日程第22、平成28年台風第10号豪雨災害復旧・復興推進調査特別委員会の調査結果についての報告を求めます。

本件について委員長の報告を求めます。

調査特別委員長、13番、野館泰喜君。はい、どうぞ。

〔平成28年台風第10号豪雨災害復旧・復興推進調査特別委員長 野館泰喜君登壇〕

○平成28年台風第10号豪雨災害復旧・復興推進調査特別委員長（野館泰喜君） 令和2年12月8日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。平成28年台風第10号豪雨災害復旧・復興推進調査特別委員会委員長、野館泰喜。

委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり岩泉町議会議規則第76条の規定により報告します。

記。1、調査事件、平成28年台風第10号豪雨災害からの復旧・復興の推進に関する調査。

2、調査の経過、第1回から第14回まで、記載のとおりでございます。

3、部会調査、部会長打合せ、平成29年8月29日（調査事項の確認、今後の進め方）。

4、調査の結果または概要（意見）。（1）、平成28年台風第10号豪雨災害からの復旧・復興に関しては、着実に進捗されて、一定のめどが果たたと認められた。（2）、今後必要に応じて議会及び常任委員会などで調査を行うもの。①、ふれあいらんど岩泉の災害復旧整備事業。②、岩手県河川改修工事関連の水道災害復旧等整備事業。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） これで平成28年台風第10号豪雨災害復旧・復興推進調査特別委員長報告を終わります。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回岩泉町議会議定例会を閉会します。

（午後 4時28分）



この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

---

署 名 議 員

坂 本 昇

---

署 名 議 員

菊 地 弘 巳

---

署 名 議 員

合 砂 丈 司

---